

長南町総合保健福祉計画

長南町高齢者保健福祉計画
第9期介護保険事業計画



令和6年3月

長南町

ご あ い さ つ

介護保険制度は、平成12年（2000年）の創設から25年目となり、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護が必要な高齢者の暮らしを社会全体で支えるしくみとして定着しております。



令和7年（2025年）に団塊の世代の方々が全て75歳以上の後期高齢者となり、全国の高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）には、現役世代人口の減少が加速する中で、85歳以上の人口が急増し、医療と介護の双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある高齢者が増加することが見込まれています。

こうした中において、厚生労働省では介護保険制度を安定的・持続的に運営していくために地域共生社会の実現に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築を、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要であるとしております。

町としてもこれらの施策に応えていくために、『地域のふれあいとともにだれもが健康で元気に暮らせるまちづくり』を基本理念として、今回の「長南町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定いたしました。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力を賜りました介護保険運営協議会委員の方々をはじめ、関係各位の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

長南町長 平野 貞夫

目 次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 日常生活圏域の設定	4
6 第9期における介護保険制度の改正について	5
7 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現	6
第2章 高齢者の現状	7
1 長南町の人口構造	7
2 総人口・高齢者数の推移	7
3 要支援・要介護認定者数の推移	8
4 介護サービス利用者数の推移	9
5 給付費の推移	11
6 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要	12
7 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果（抜粋）	13
8 在宅介護実態調査の概要	23
9 在宅介護実態調査の結果（抜粋）	24
第3章 施策の展開と方向性	29
1 基本理念	29
2 計画の目的・基本方針	29
3 施策の体系	31

第2部 各論

第1章 高齢者保健福祉計画	33
1 健康増進事業の推進	33
2 予防事業の推進	36
3 福祉サービスの推進	38
4 介護人材の確保と育成	41
5 災害や感染症予防に関わる体制整備	42
第2章 地域支援事業	45

1 介護予防・日常生活支援総合事業	45
2 包括的支援事業.....	50
3 任意事業.....	57
4 成年後見制度利用促進基本計画	58
第3章 介護保険サービスの実績と見込量	64
1 第8期計画の実績と第9期計画のサービス見込量.....	64
2 居宅介護支援・介護予防支援	75
3 第9期計画期間の施設整備予定数（地域密着型事業所）	75
4 第8期介護保険給付費の実績（見込額）	76
第4章 将来推計と第9期介護保険事業費の見込み.....	78
1 将来人口推計	78
2 第9期介護保険給付費の見込み.....	80
3 第9期地域支援事業費の見込額.....	83
4 第1号被保険者の保険料.....	85
5 第1号被保険者の保険料の設定.....	86
6 中長期的（2040年）なサービス量・保険料推計	90
第5章 計画の円滑な推進.....	98
1 計画の進行管理	98
第3部 資料編	99
第1 長南町介護保険運営協議会設置条例.....	101
第2 長南町介護保険運営協議会委員名簿.....	102
第3 長南町介護保険事業計画等策定の経過	103

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度が創設されました。介護保険制度は、その創設から20年以上が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超えており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

2025年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えます。75歳以上人口は2055年（令和37年）まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い85歳以上人口は2035年（令和17年）頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年（令和42年）頃まで増加傾向が見込まれます。

また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。保険者ごとの介護サービス利用者数を推計すると、ピークを過ぎ減少に転じる保険者もあるが、都市部を中心に2040年まで増え続ける保険者も多く、人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なります。また、中山間地域等では、介護の資源が非常に脆弱な地域も存在します。こうした各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要です。

また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まります。必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要です。

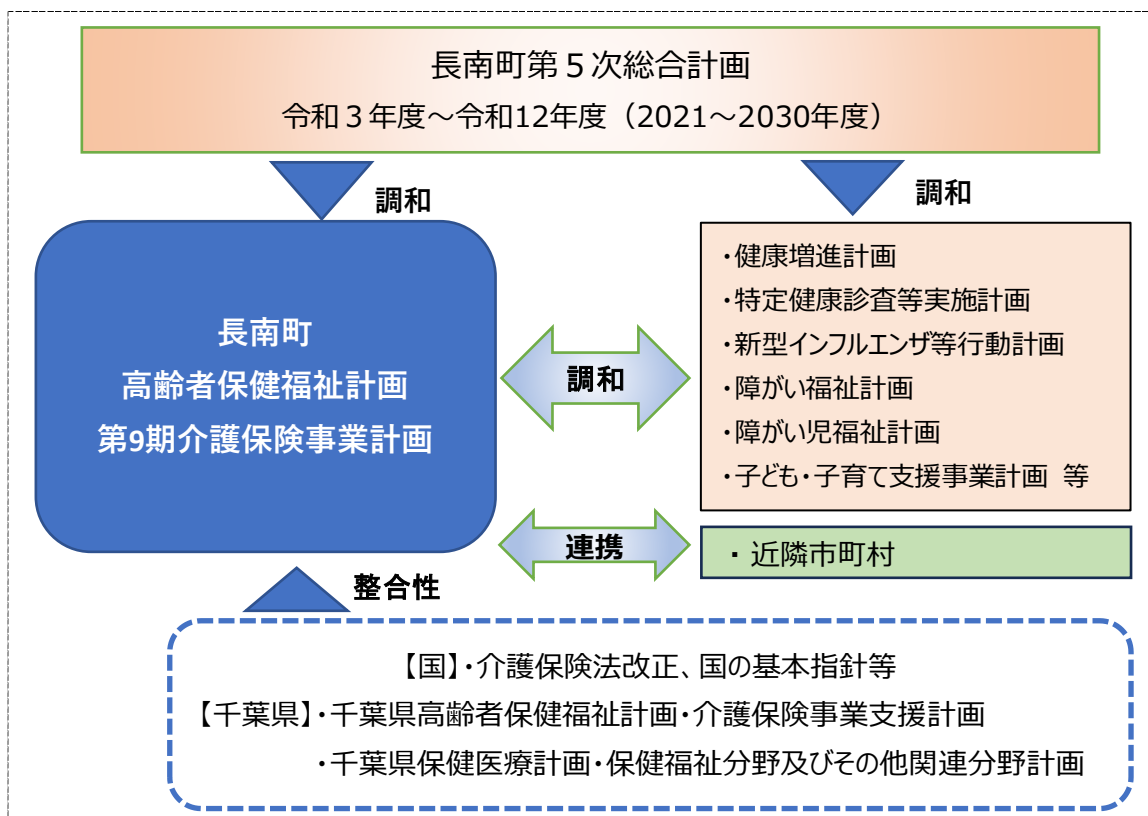
こうした状況を踏まえ、中長期的な目標を示した上で、令和6年度から令和8年度までの「長南町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定のための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた高齢者福祉サービス、介護給付等対象サービス（介護給付又は予防給付に係る居宅サービス等をいう。）を提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とするものです。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

計画策定においては、上位計画である「長南町第5次総合計画」や保健福祉分野の関連計画をはじめ、「千葉県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」や「千葉県保健医療計画」等とも整合性を図りながら、高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を一体的に策定します。

また、本町らしい地域包括ケアシステムを深化・推進していくことを目指すために、長南町第9期計画も地域包括ケア計画として位置付けています。



3 計画の期間

長南町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の計画期間は2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3か年とします。また、本計画中の2025年度（令和7年度）に団塊の世代が後期高齢者となり、全国的に高齢者人口が増加し、ピークとなる令和22年度（2040年）までを見据えた中長期的な視点で、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、3年ごとに見直し・改善を図るものです。

2018～2020 平成30～令和2	2021～2023 令和3～令和5	2024 令和6年	2025 令和7年	2026 令和8年	2027～2029 令和9～令和11	2040 令和22年
長南町高齢者保健福祉計画						
第7期	第8期	第9期		第10期	第14期	
長南町介護保険事業計画						
団塊世代が後期高齢者						団塊ジュニアが65歳 高齢者がピーク

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定の基礎資料とするため、各種アンケート調査を実施し、地域課題の把握を行うとともに、庁内関係部署と連携し、計画の原案づくりを行いました。また、保健・医療・福祉の学識経験者等から構成される「長南町介護保険運営協議会」において審議し、専門的・総合的な見地から意見や提言等をいただきながら策定しました。さらに、本計画の素案に対して、町民から幅広く意見を聴取し、計画策定に反映させるため、一定期間を設けてパブリックコメントを実施しました。

（1）アンケート調査の実施

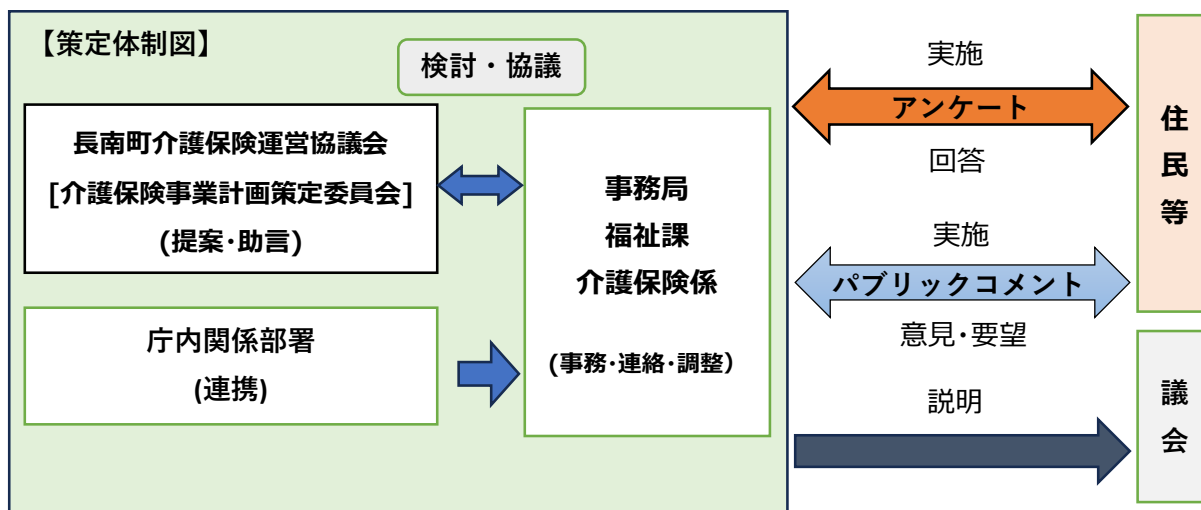
本計画策定の基礎資料とするため、高齢者のニーズや地域の課題を把握するための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、在宅の要支援・要介護認定者の生活状況や介護負担を把握するための「在宅介護実態調査」を実施しました。

（2）介護保険運営協議会の開催

保健・医療・福祉の学識経験者等から構成される「長南町介護保険運営協議会」において、本計画案等について審議し、専門的・総合的な見地から意見や提言等を伺いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を広く町民に公表し、計画に対する町民からの幅広い意見・要望を募りました。



5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するための環境整備を行う1つの単位で、市町村が地理的条件等を勘案して設定します。本町ではこれまで、行政区、住民の生活形態、地域づくり単位等の地域性を踏まえ、長南町全体を1つの日常生活圏域として設定し、支援体制の整備に取り組んできました。本計画においても、引き続き長南町全体を1つの日常生活圏域として設定し、支援体制の充実に努めていきます。

6 第9期における介護保険制度の改正について

令和6年4月以降に施行される介護保険法改正（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）の内容は以下のとおりです。

<令和6年4月施行の介護保険法等改正ポイント>

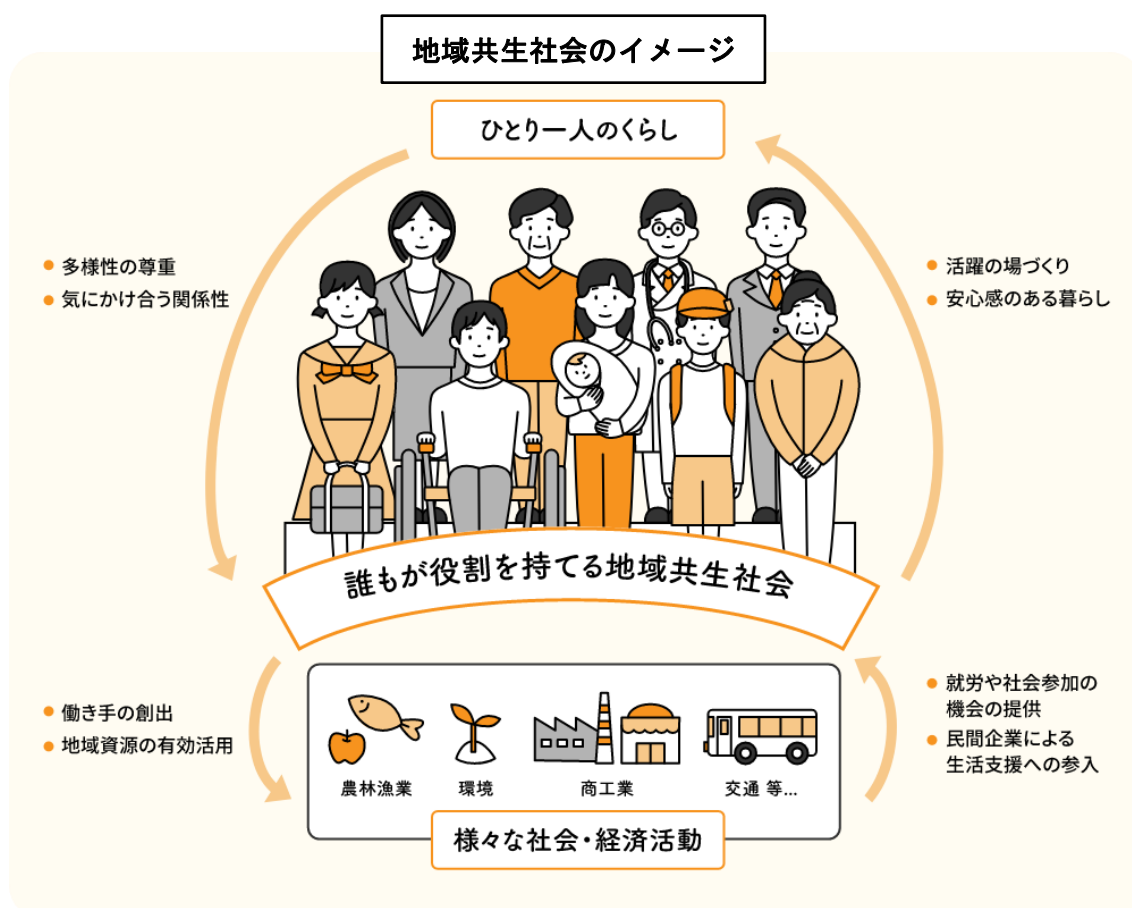
I	<p>介護情報基盤の整備</p> <p>○介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施</p> <p>*被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け</p> <p>*市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする</p>
II	<p>介護サービス事業者の財務状況等の見える化</p> <p>○介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備</p> <p>*各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け ※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表</p>
III	<p>介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務</p> <p>○介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進</p> <p>*都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設など</p>
IV	<p>看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化</p> <p>○看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める</p> <p>*看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化など</p>
V	<p>地域包括支援センターの体制整備等</p> <p>○地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備</p> <p>*要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とするなど</p>

7 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を可能としていくためには、介護サービスの確保だけでなく、医療・介護・介護予防・住まい・及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に合わせてさらに深化・推進していくことが必要となります。

この地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核な基盤となり得るものです。地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的な社会のことです。

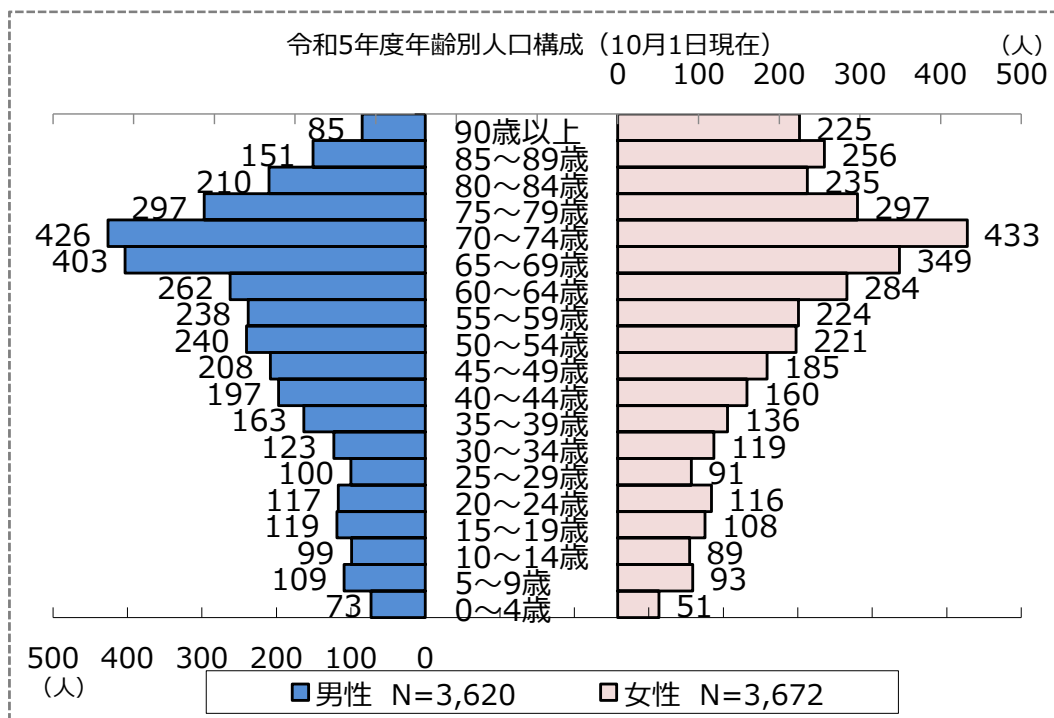
包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが求められています。



第2章 高齢者の現状

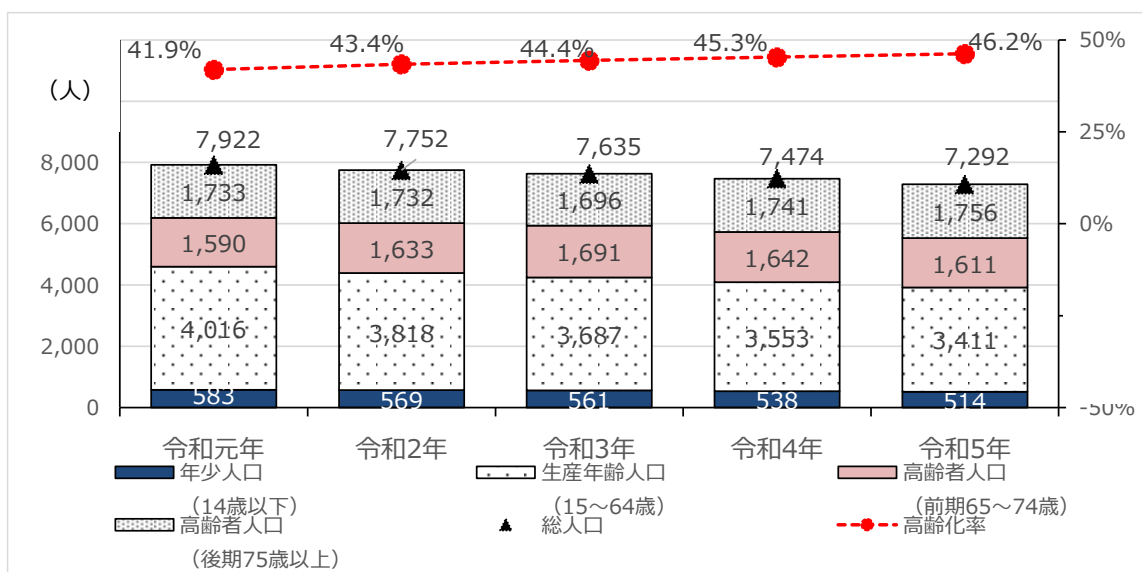
1 長南町の人口構造

令和5年10月1日現在の人口構造は、「70～74歳」の団塊世代が男女ともに多く、次に、「65～69歳」、「75～79歳」と続き、本町も少子高齢化の逆三角形の人口構造になっています。



2 総人口・高齢者数の推移

令和元年度から令和5年度をみると、総人口で630人減少しています。特に「15～64歳」が605人と生産年齢人口の減少が目立ちます。高齢者人口は44人増加し、高齢化率は4.3%増加、令和5年度は46.2%です。



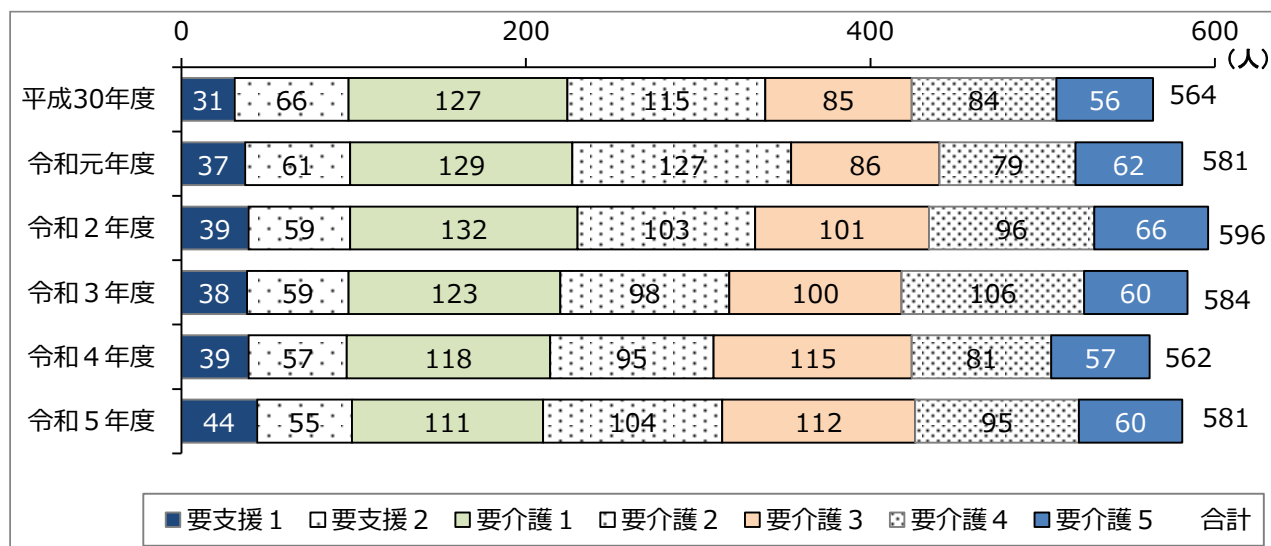
資料：住民基本台帳・各年10月1日

3 要支援・要介護認定者数の推移

認定者は、平成30年度から令和5年度までに17人増加しています。平成30年度から介護度別にみると、平成30年度は、要介護1・2の割合が多く、令和5年度は、介護度3・4の割合が増加しています。

要支援・要介護認定者の推移（各年度9月末） 単位：人・%

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	31	37	39	38	39	44
	5.5%	6.4%	6.5%	6.5%	6.9%	7.6%
要支援2	66	61	59	59	57	55
	11.7%	10.5%	11.0%	10.1%	10.1%	9.5%
要介護1	127	129	132	123	118	111
	24.6%	22.2%	24.0%	21.1%	21.0%	19.1%
要介護2	115	127	103	98	95	104
	20.4%	21.9%	17.3%	16.4%	16.9%	17.9%
要介護3	85	86	101	100	115	112
	15.1%	18.6%	19.8%	17.1%	20.5%	19.3%
要介護4	84	79	96	106	81	95
	14.9%	13.6%	16.1%	18.2%	14.4%	16.4%
要介護5	56	62	66	60	57	60
	9.9%	13.0%	13.8%	10.3%	10.1%	10.3%
合計	564	581	596	584	562	581



資料：地域包括ケア「見える化」システム

4 介護サービス利用者数の推移

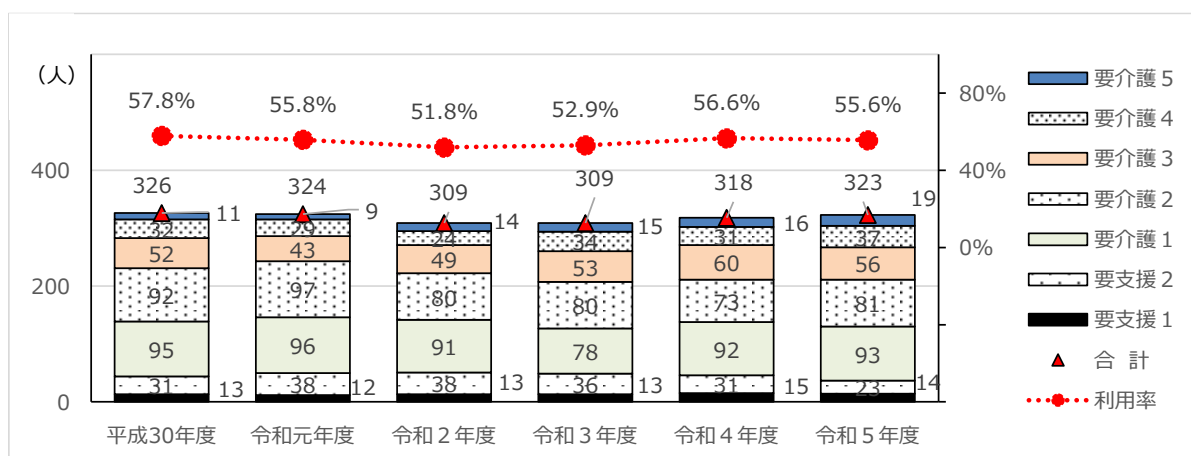
(1) 居宅介護サービス

利用者は、年度により増減がありますが、6割前後で推移しています。介護度別では、要介護1・2の割合が多くなっています。

居宅介護サービス利用者の推移

単位：人・%

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定者数	564	581	596	584	562	581
要支援1	13	12	13	13	15	14
要支援2	31	38	38	36	31	23
要介護1	95	96	91	78	92	93
要介護2	92	97	80	80	73	81
要介護3	52	43	49	53	60	56
要介護4	32	29	24	34	31	37
要介護5	11	9	14	15	16	19
利用者合計	326	324	309	309	318	323
認定者に対する割合	57.8%	55.8%	51.8%	52.9%	56.6%	55.6%



資料：地域包括ケア「見える化」システム

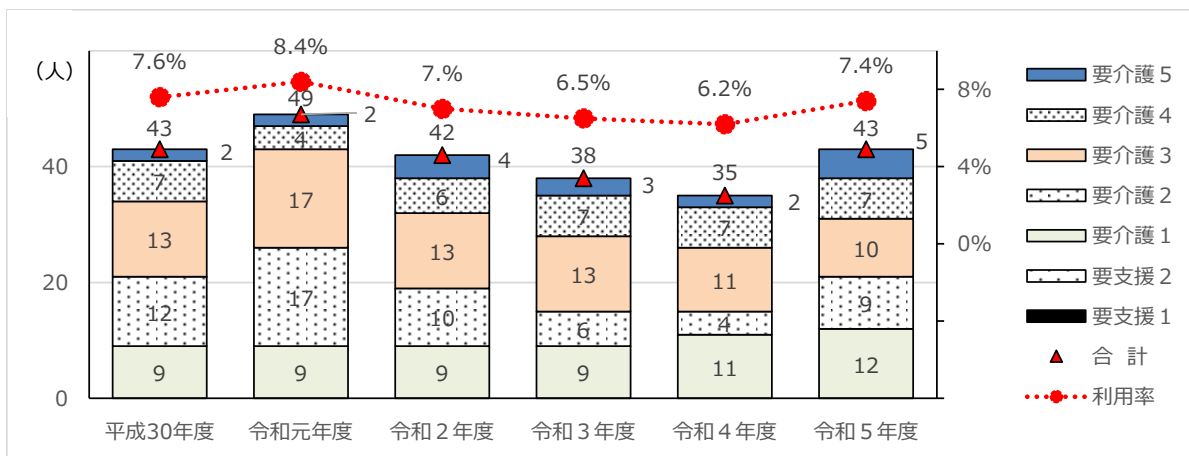
(2) 地域密着型サービス

利用者は、年度により増減がありますが、1割以下で推移しています。介護度別では、要介護1・3の割合が多くなっています。

地域密着型サービス利用者の推移

単位：人・%

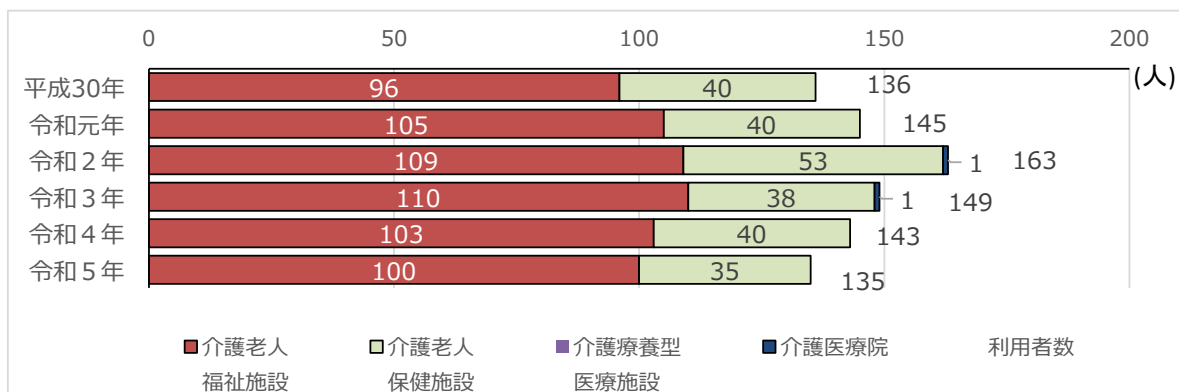
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定者数	564	581	596	584	562	581
要支援1	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	0	0
要介護1	9	9	9	9	11	12
要介護2	12	17	10	6	4	9
要介護3	13	17	13	13	11	10
要介護4	7	4	6	7	7	7
要介護5	2	2	4	3	2	5
利用者合計	43	49	42	38	35	43
認定者に対する割合	7.6%	8.4%	7.0%	6.5%	6.2%	7.4%



資料：地域包括ケア「見える化」システム

(3) 施設サービス

令和2年度が163人と多く、以降減少傾向にあります。



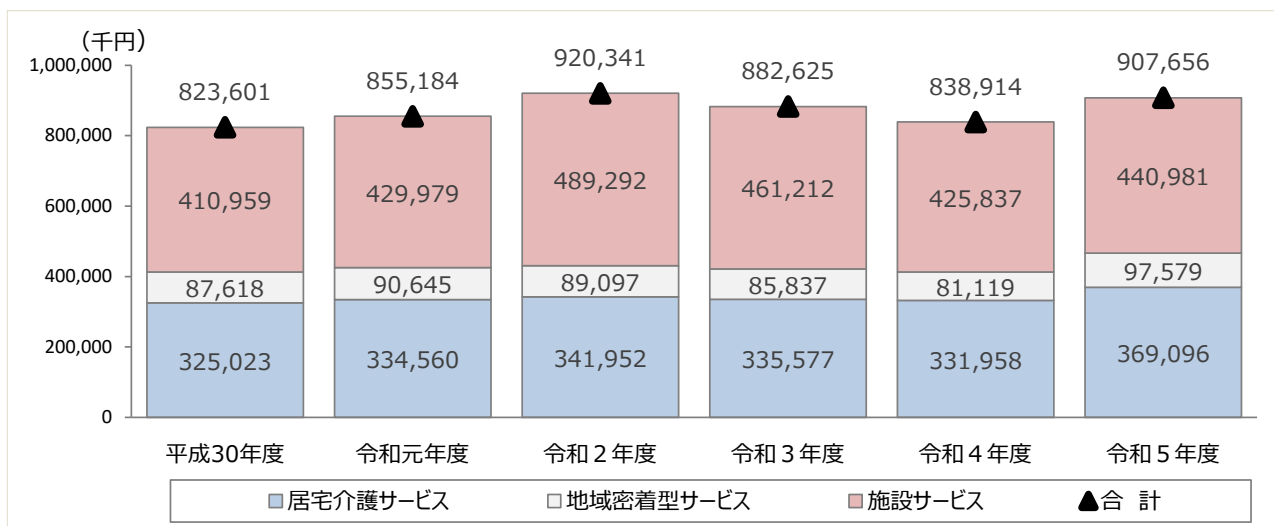
資料：地域包括ケア「見える化」システム

5 給付費の推移

総給付費は、年度により増減がありますが、平成30年度以降は8～9億円程度で推移しています。平成30年度の総額は8億2千万円から令和5年度は9億1千万円前後の見込みです。

特に居宅介護サービスは、平成30年度3億3千万円から3億7千万円と4千万円の増加の見込みです。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護サービス	325,023	334,560	341,952	335,577	331,958	369,096
	39.5%	39.1%	37.1%	38.0%	39.6%	40.7%
地域密着型サービス	87,618	90,645	89,097	85,837	81,119	97,579
	10.6%	10.6%	9.7%	9.7%	9.7%	10.7%
施設サービス	410,959	429,979	489,292	461,212	425,837	440,981
	49.9%	50.3%	53.2%	52.3%	50.7%	48.6%
合計	823,601	855,184	920,341	882,625	838,914	907,656



資料：地域包括ケア「見える化」システム

6 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

令和6年度から8年度までを計画期間とする「長南町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定の基礎資料とするため、65歳以上で要介護認定をおもちでない方を対象に、生活の状況や課題を把握するための調査を実施しました。

② 調査の対象と回収状況

区分	調査対象者	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の方(要支援・要介護認定を受けていない方) 調査基準日:令和5年1月1日	1,000件	819件	81.9%

③ 調査の方法

郵送による配布・回収

④ 調査の実施時期

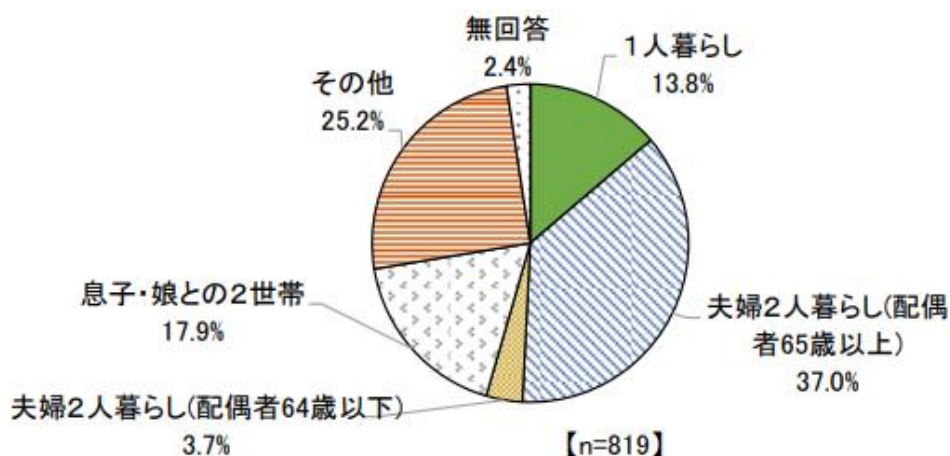
令和5年3月2日～3月17日

7 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果（抜粋）

(1) あなたの家族や生活状況について

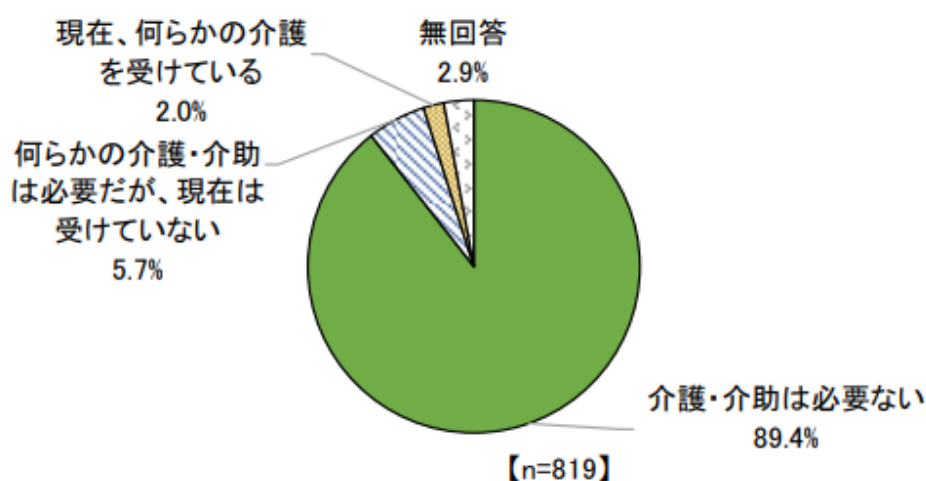
① 家族構成

家族構成については、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が37.0%で最も多く、次に「その他」が25.2%、「息子・娘との2世帯」が17.9%、「1人暮らし」が13.8%、「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」が3.7%と続きます。



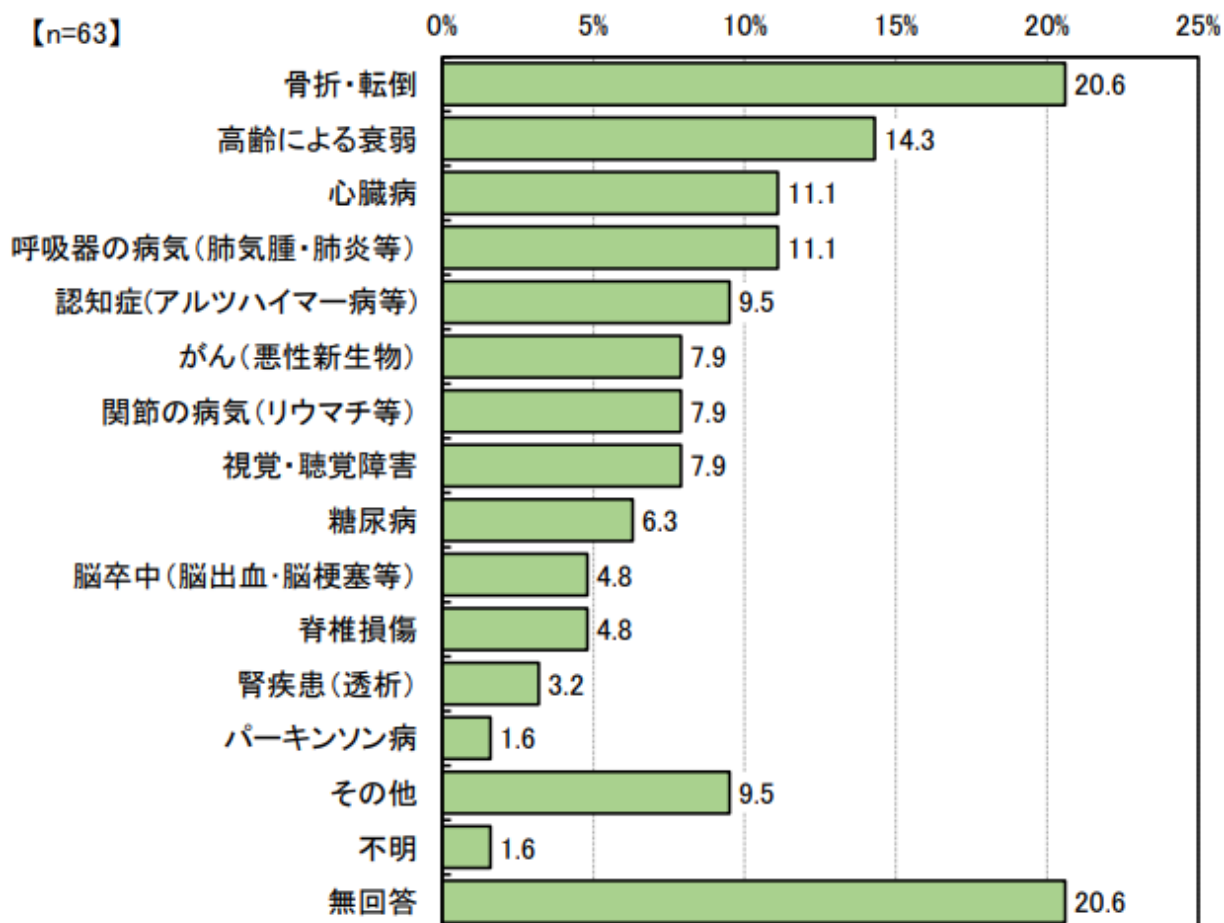
② 介護・介助の必要性

普段の生活で介護・介助が必要とするかについては、「介護・介助は必要ない」が89.4%で最も多く、次に「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が5.7%、「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」が2.0%と続きます。



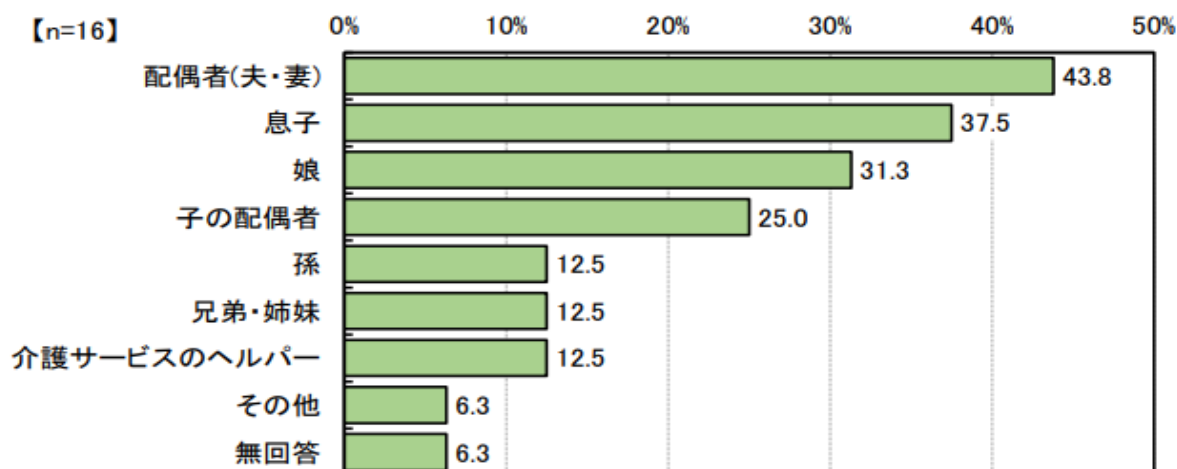
③ 介護・介助が必要になった主な原因

介護・介助が必要と回答した人が、介護・介助が必要になった原因は、「骨折・転倒」が20.6%で最も多く、次に「高齢による衰弱」が14.3%、「心臓病」、「呼吸器の病気（肺気腫・肺炎等）」がともに11.1%、「認知症(アルツハイマー病等)」が9.5%と続きます。



④ 主な介護者・介助者

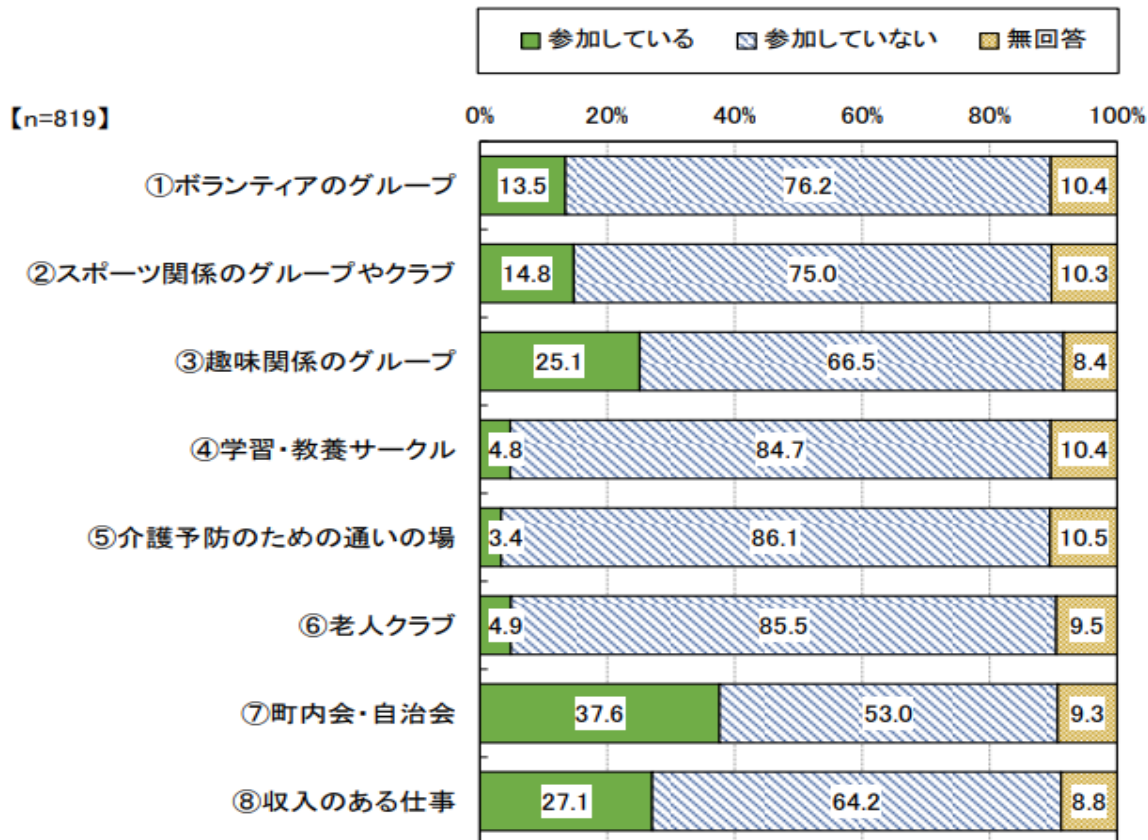
介護・介助を受けていると回答した人の、主な介護者・介助者は、「配偶者(夫・妻)」が43.8%で最も多く、次に「息子」が37.5%、「娘」が31.3%、「子の配偶者」が25.0%と続きます。



(2) 地域での活動について

① 会・グループへの参加状況

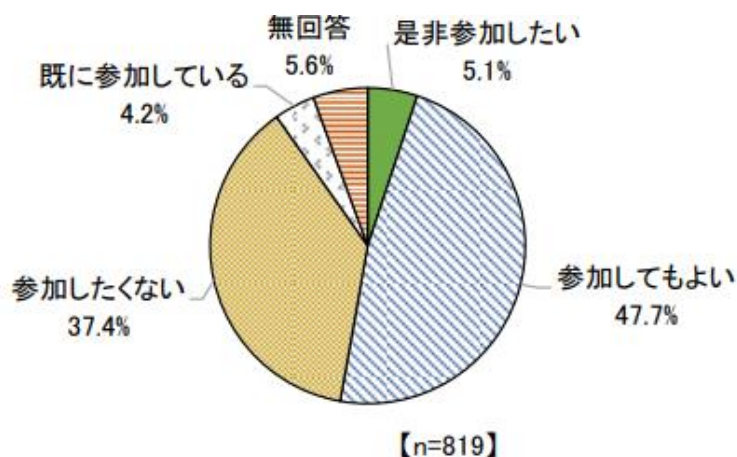
会・グループ等への参加状況（参加している）は、「⑦町内会・自治会」への参加が37.6%で最も多く、次に「⑧収入のある仕事」が27.1%、「③趣味関係のグループ」が25.1%と続きます。



※「参加している」は、「週4日以上」～「年に数回」と回答した割合の合計

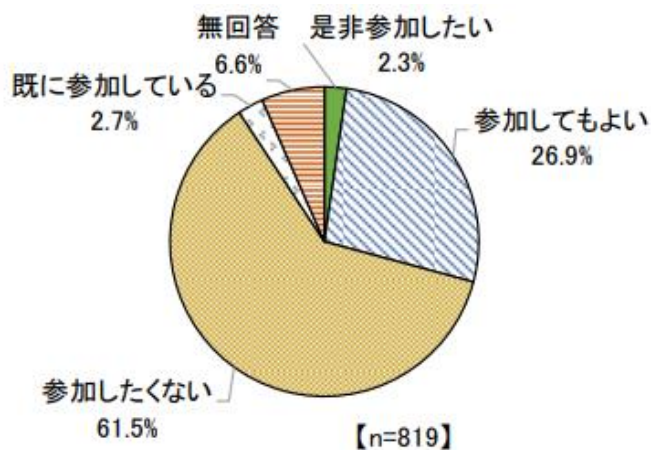
② 地域活動への参加者としての参加希望

地域住民による活動に参加者として参加希望は、「参加してもよい」が47.7%で最も多く、次に「参加したくない」が37.4%、「是非参加したい」が5.1%、「既に参加している」が4.2%で、参加者を含む参加希望は57.0%となっています。



③ 地域活動への企画・運営者としての参加希望

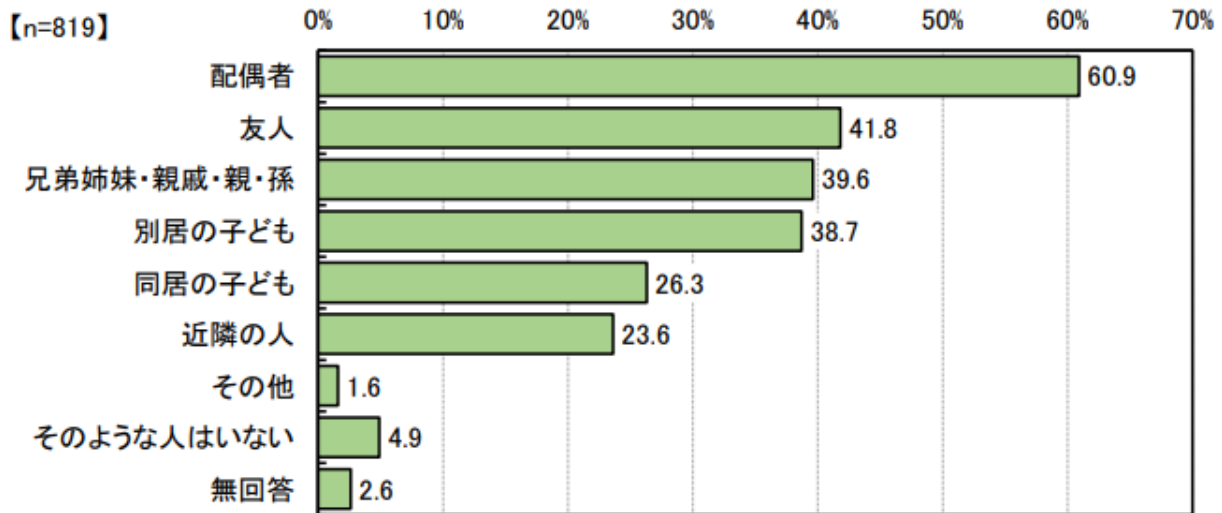
地域住民による活動に企画・運営者として参加希望は、「参加したくない」が61.5%で最も多く、次に「参加してもよい」が26.9%、「既に参加している」が2.7%、「是非参加したい」が2.3%で、参加者を含め参加希望は31.9%となっています。



(3) たすけあいについて

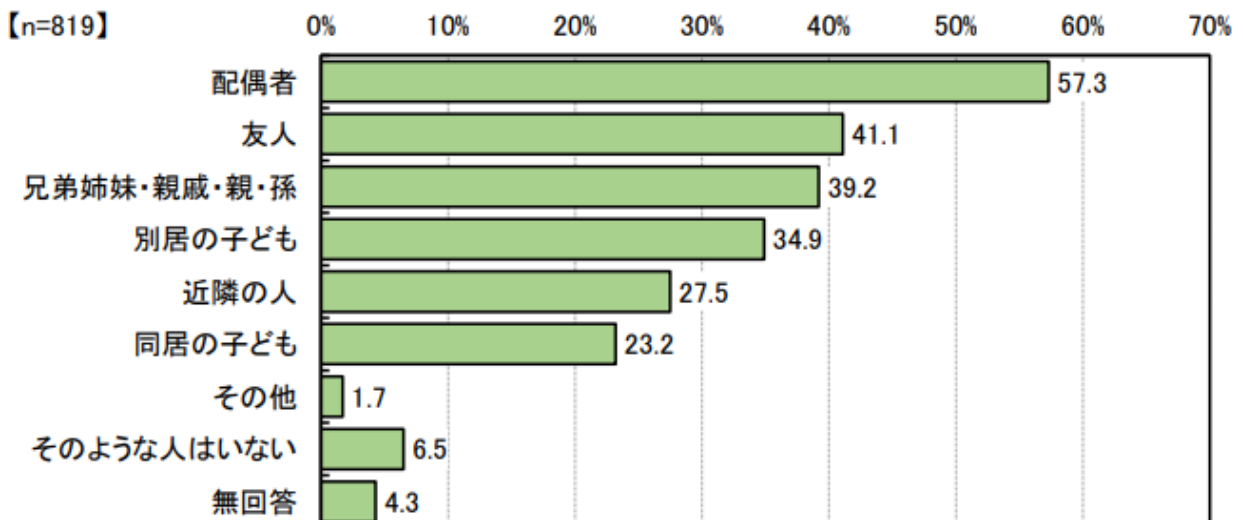
① 心配ごとや愚痴を聞いてくれる人

心配ごとや愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が60.9%で最も多く、次に「友人」が41.8%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が39.6%、「別居の子ども」が38.7%、「同居の子ども」が26.3%と続きます。



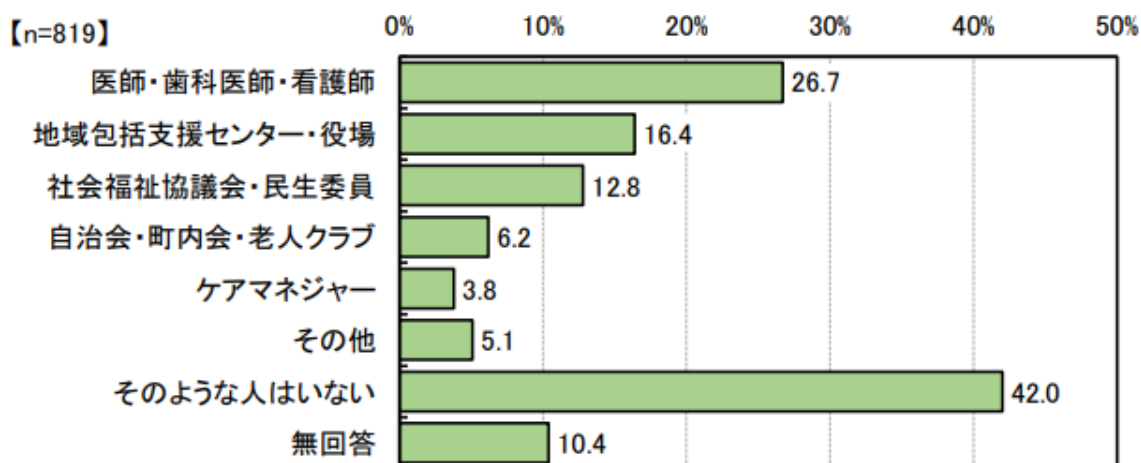
② 心配ごとや愚痴を聞いてあげる人

反対に、心配ごとや愚痴を聞いてあげる人は、「配偶者」が57.3%で最も多く、次に「友人」が41.1%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が39.2%、「別居の子ども」が34.9%、「近隣の人」が27.5%と続きます。



③ 家族や知人以外の相談相手

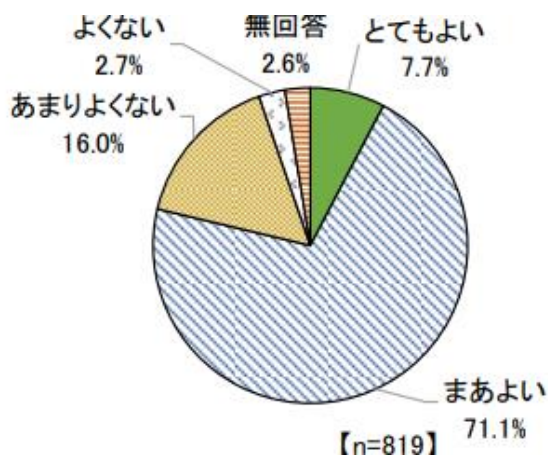
家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手は、「医師・歯科医師・看護師」が26.7%で最も多く、次に「地域包括支援センター・役場」が16.4%、「社会福祉協議会・民生委員」が12.8%と続きます。一方、42.0%は「そのような人はいない」と回答しています。



(4) 健康について

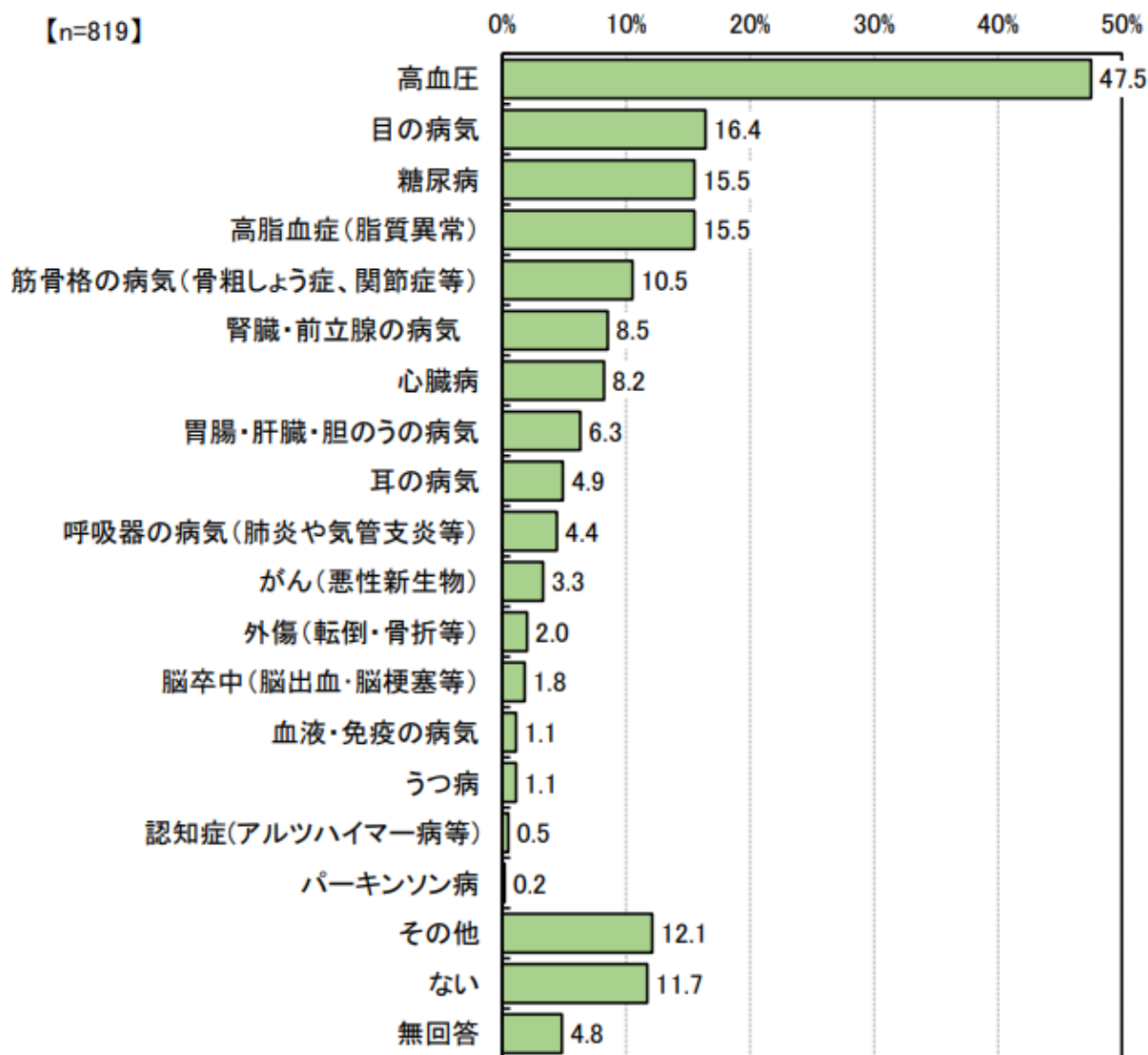
① 主観的健康観

現在の健康状態は、「まあよい」が71.1%で最も多く、次に「あまりよくない」が16.0%、「とてもよい」が7.7%、「よくない」が2.7%と続きます。



② 現在治療中、または後遺症のある病気

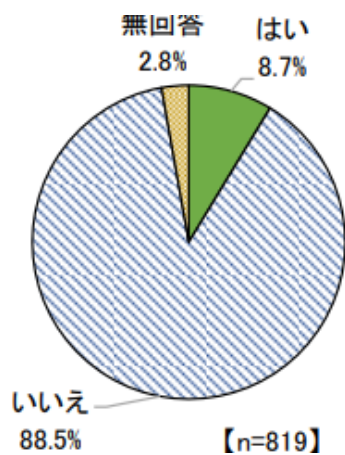
現在治療中、または後遺症のある病気は、「高血圧」が47.5%で最も多く、次に「目の病気」が16.4%、「糖尿病」、「高脂血症（脂質異常）」がともに15.5%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が10.5%と続きます。



(5) 認知症について

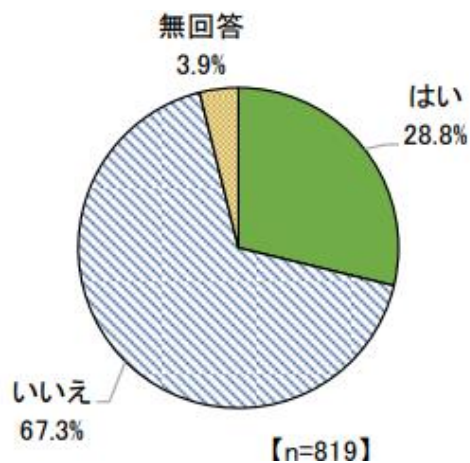
① 認知症の症状、または家族に認知症の有無

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人は、「はい」が8.7%、「いいえ」が88.5%となっています。



② 認知症に関する相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口の認知度は、「はい」が28.8%、「いいえ」が67.3%となっています。

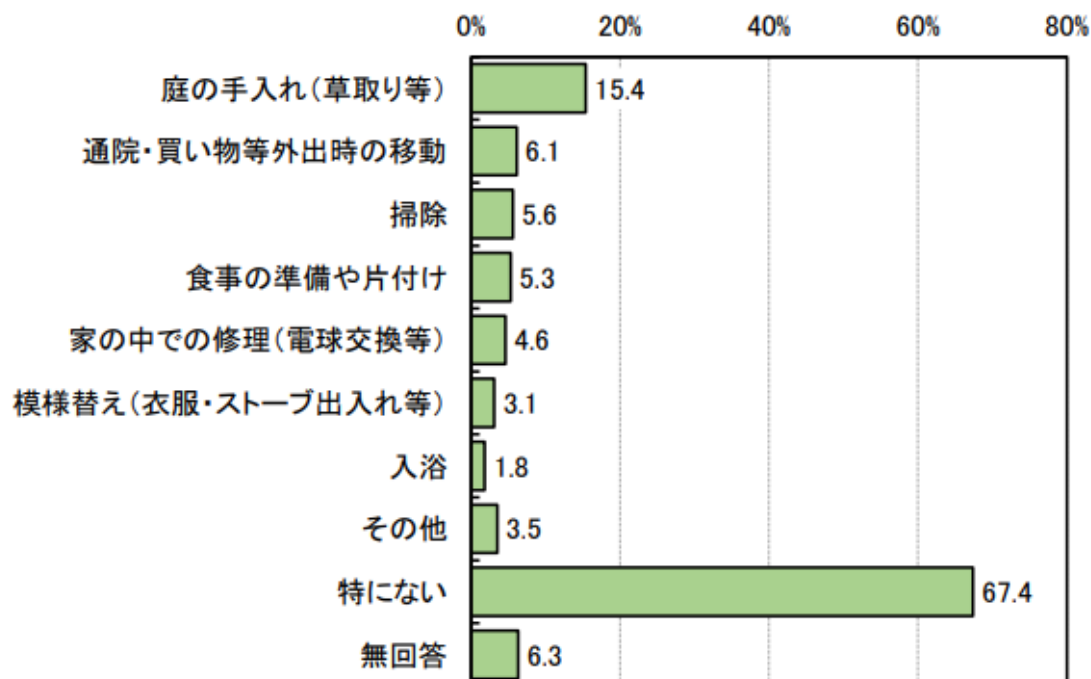


(6) 日常生活での困りごと

① 日常生活における不安、悩み、心配ごと

日常生活における不安、悩み、心配ごとは、「庭の手入れ（草取り等）」が15.4%で最も多く、次に、「通院・買い物等外出時の移動」が6.1%、「掃除」が5.6%、「食事の準備や片付け」が5.3%と続きます。なお「特にない」は67.4%です。

【n=819】



【調査結果から読み取れる町の特徴や課題】

家族や生活状況としては夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）の世帯が多く、住み慣れた持ち家で暮らしています。また、運動器機能の低下や認知機能の低下もあまり見られていないが、一方で転倒に対する不安が高い点や物忘れが多いと感じる高齢者が多い点、地域でのサービス利用意向については「わからない」と回答する人の割合が高い傾向が見られました。

以上のことから予防や生活に必要な情報の提供方法を工夫していくことと、住民同士の交流の機会を設けていくことや、生きがいが見つからない方が一定数あるため、日常の中に生きがいを創出していくことが課題であると考えられます。

【課題解決に向けた効果的な対応策・改善策】

認知症に関する窓口や地域でのサービスを理解してもらうことが重要であるため、状況や状態に応じた医療や介護サービスなどの提供の流れを示すパンフレットや資源情報等の作成及び周知、認知症の症状や介護サービスに関する正しい知識の普及を推進していく必要があります。

住み慣れた地域で暮らしていくために、介護予防やフレイル予防のための社会参加を促すことや高齢の地域住民を取り巻く環境を整えていくことが重要であるため、時間や場所、方法等を工夫しながら通いの場等の開催や住民同士のたすけあいや地域活動を活性化していき、見守り支援を推進していく必要があります。

8 在宅介護実態調査の概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

令和6年度から8年度までを計画期間とする「長南町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」策定の基礎資料とするため、要支援・要介護認定者を対象に介護者の抱える不安や就労状況等を把握し、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を分析することを目的として実施しました。

② 調査の対象と回収状況

区分	調査対象者	配布数	回収数	回収率
在宅介護実態調査	65歳以上で要支援・要介護認定を受けている方(施設入所している方を除く) 調査基準日:令和5年1月1日	343件	250件	72.9%

③ 調査の方法

郵送による配布・回収

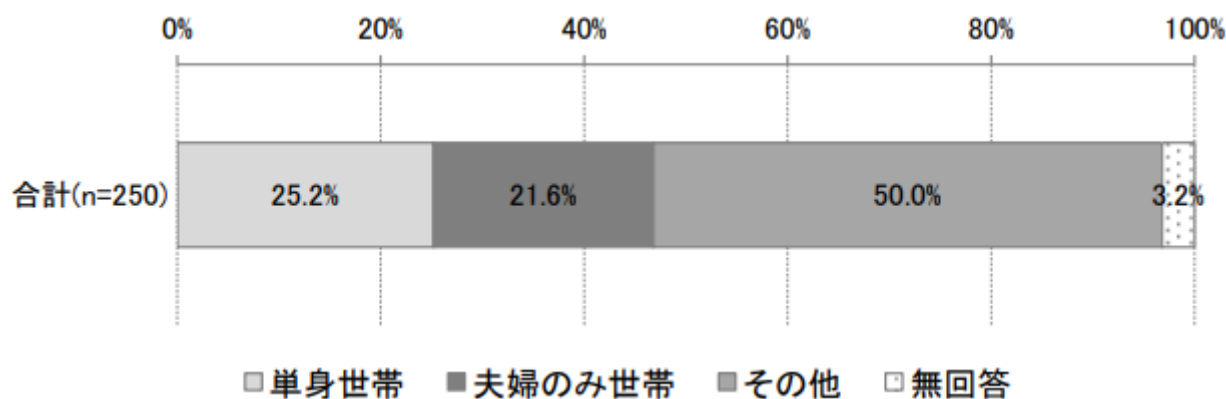
④ 調査の実施時期

令和5年3月2日～3月17日

9 在宅介護実態調査の結果（抜粋）

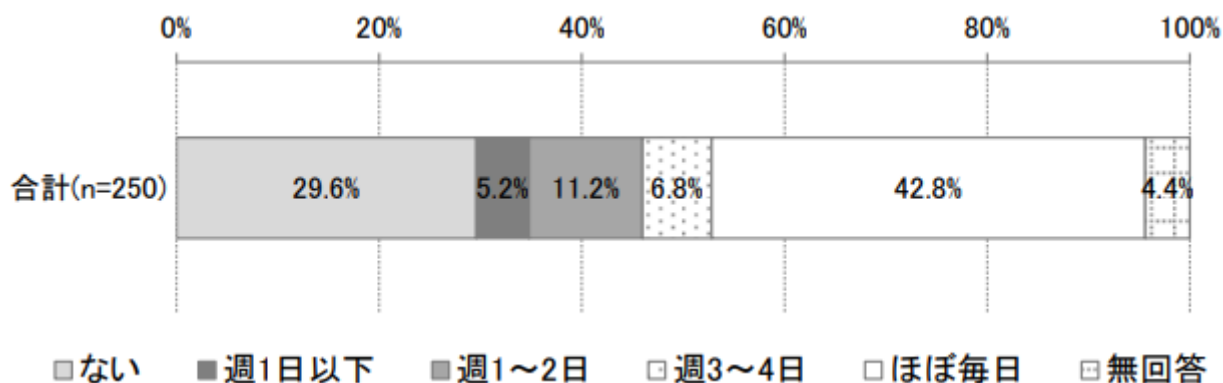
① 世帯類型

世帯類型は、「その他」が50.0%と最も多く、次に、「単身世帯（25.2%）」、「夫婦のみ世帯（21.6%）」となっています。



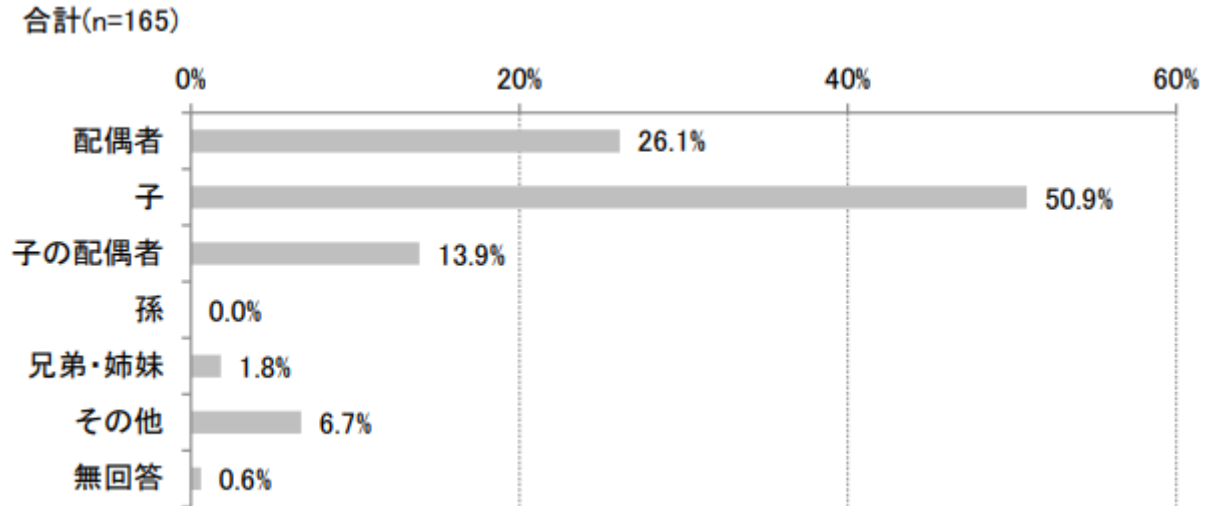
② 家族・親族からの介護の状況

「ほぼ毎日」の割合が42.8%と最も多く、次に、「ない（29.6%）」、「週1～2日（11.2%）」、「週3～4日」6.8%と続きます。



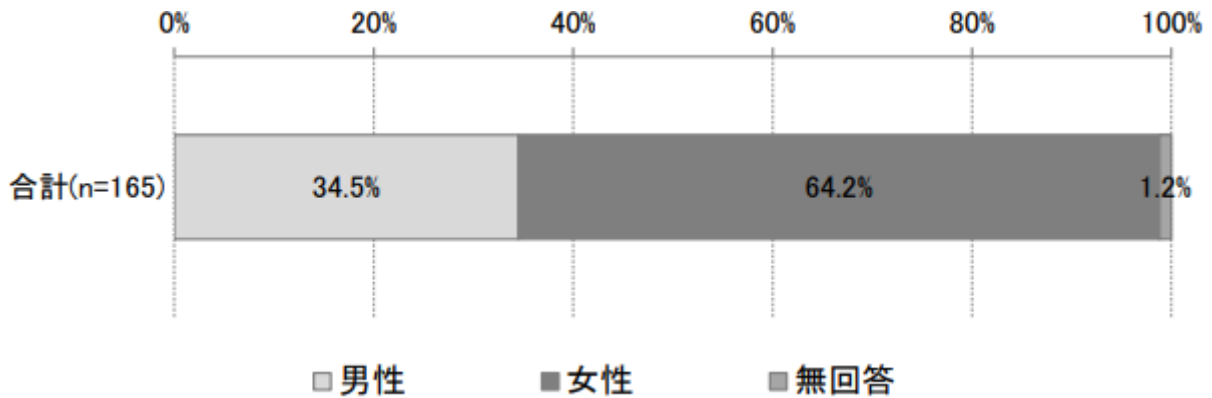
① 主な介護者

主な介護者は、「子」の割合が50.9%と最も多く、次に、「配偶者」26.1%、「子の配偶者」13.9%、「その他」6.7%と続きます。



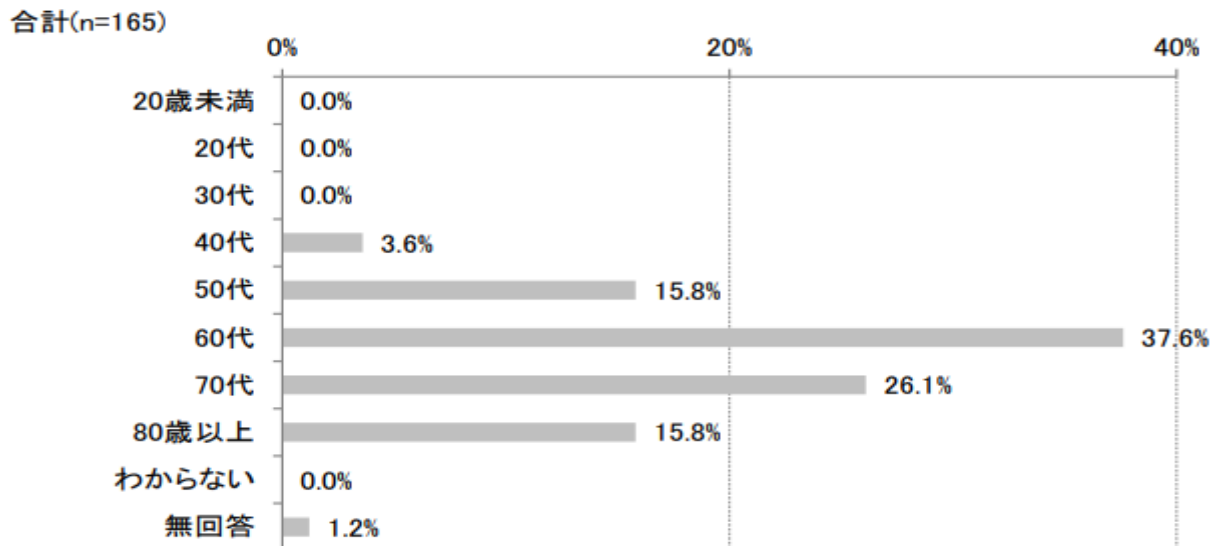
② 主な介護者の性別

主な介護者の性別は、「女性」64.2%、「男性」34.5%となっています。



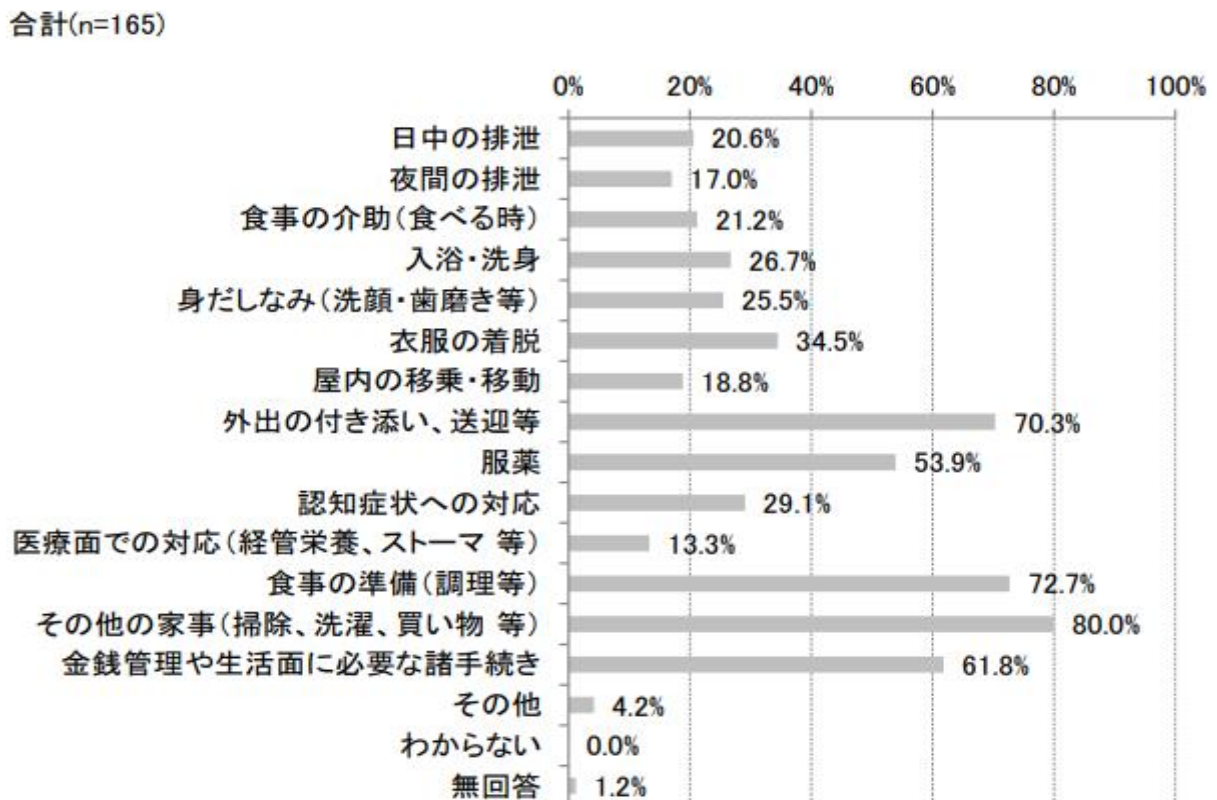
③ 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、「60代」が37.6%と最も多く、次に、「70代」26.1%、「50代」15.8%、「80歳以上」15.8%と続きます。



④ 主な介護者が行っている介護

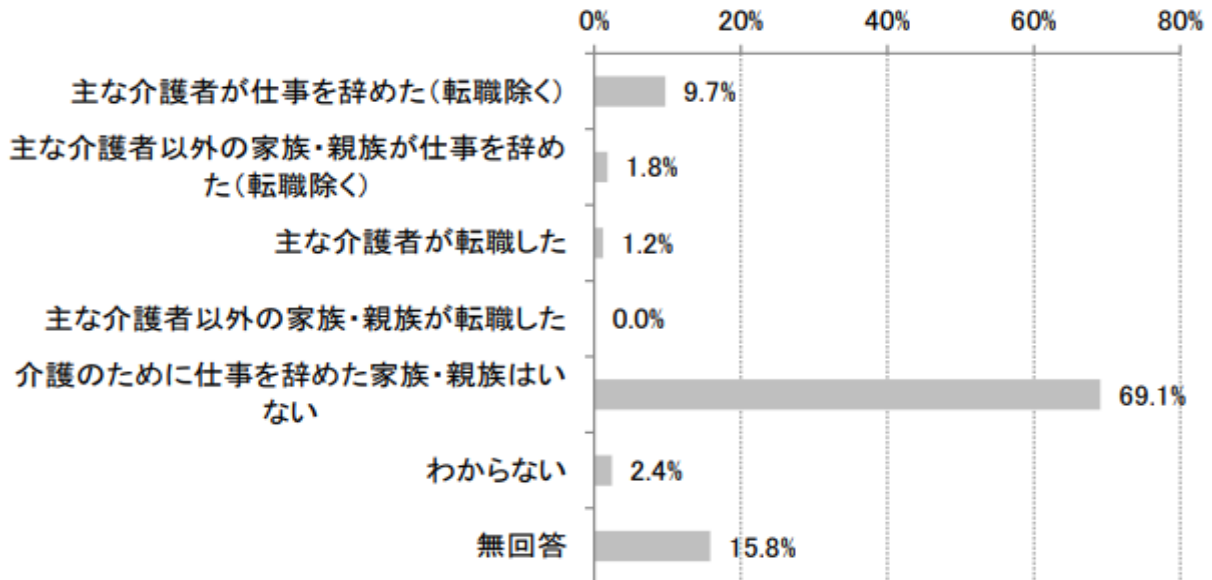
主な介護者が行っている介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が80.0%と最も多く、次に、「食事の準備（調理等）」72.7%、「外出の付き添い、送迎等」70.3%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」61.8%、「服薬」53.9%と続きます。



⑤ 介護を理由に仕事を辞めた家族・親族

家族や親族の中で、介護を理由に過去1年間で仕事を辞めた方は、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が69.1%と最も多く、次に、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」9.7%、「わからない」2.4%、と続きます。

合計(n=165)

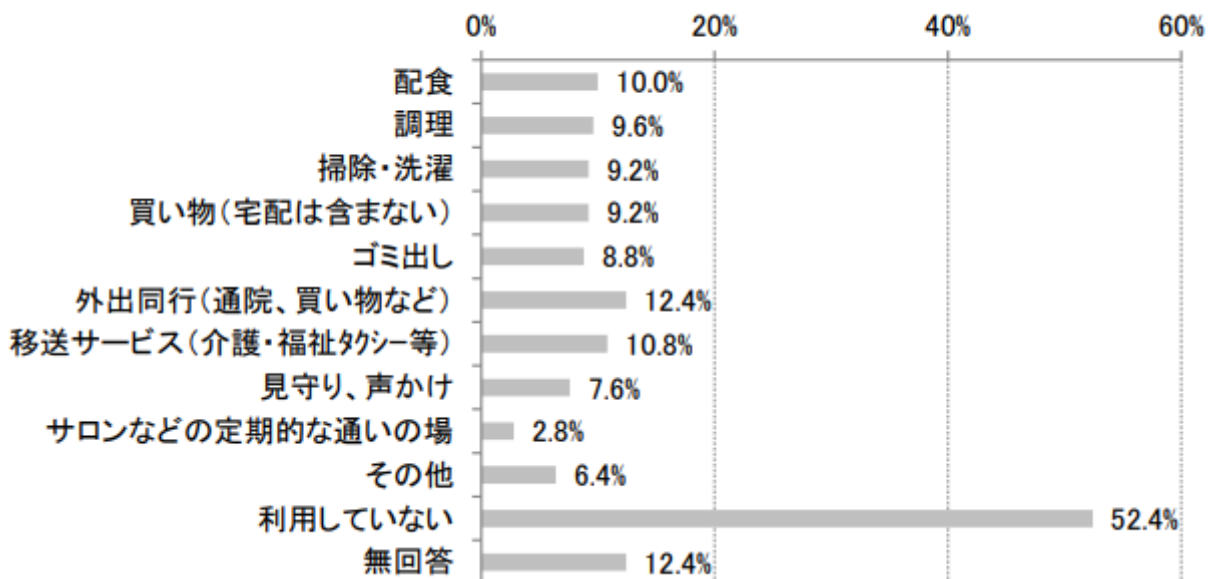


⑥ 介護保険サービス以外の支援・サービス利用状況

介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況は、「利用していない」が52.4%と最も多く、次に、「外出同行（通院、買い物など）」12.4%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」10.8%、「配食」10.0%、「調理」9.6%と続きます。

(複数回答)

合計(n=250)



【調査結果から読み取れる町の特徴や課題】

利用するサービスの内容では通所系のみ利用している割合が多い傾向ですが、介護者の不安及び施設の検討状況について、訪問系を含む組み合わせでサービスを利用している場合、その割合が少ない傾向が見られました。また、単身世帯においては在宅生活の継続に必要と感じる支援やサービスはニーズが高く、単身世帯では重度化とともに在宅生活の継続が困難であるという現状が見られました。

以上のことから訪問系を含めたサービス提供の体制を整えていくとともに、各種のサービスや支援の情報を提供し、介護者が不安と感じる「認知症状への対応」や「入浴・洗身に関する対応」に関する介護者の負担軽減を図ることが課題であると考えられます。

【課題解決に向けた効果的な対応策・改善策】

可能な限り住み慣れた地域での生活を行うために、適正なサービス利用量を見込み、事業者へ情報を提供していくことや介護者側にも不安を軽減するために介護に関する情報を周知していくことが重要です。

介護サービスを安定・持続するために、必要に応じて介護基盤の整備を促進し、介護支援専門員や介護職員等を対象とした研修や講習会を開催していくことが必要です。

第3章 施策の展開と方向性

1 基本理念

本町では、前計画の基本理念を継承しつつ、これらの施策実現に向け、『地域のふれあいとともにだれもが健康で元気に暮らせるまちづくり』を基本理念として、「高齢者自身が健康に留意すること（自助）」、「地域住民相互による支え合い活動に取り組んでいくこと（互助）」、「地域全体で支えあう社会を築くこと（共助）」、「いざというときに公的な支援ができる体制が整っていること（公助）」に取り組んでいきます。

この高齢者福祉の自助・互助・共助・公助を実現するために取り組むべき課題を明確にし、計画的に事業を推進することを目的として、長南町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

基本理念

地域のふれあいとともに
だれもが健康で元気に暮らせるまちづくり

2 計画の目的・基本方針

この計画は、本町が迎えようとしている超高齢社会に備え、高齢者に関する保健福祉施策と介護保険施策を総合的に実施していくため、「地域のふれあいとともにだれもが健康で元気に暮らせる町」を目指し、地域の実情に即した高齢者施策を計画的に推進し、地域包括ケアシステムを構築していくための計画といたします。

また、本計画の策定にあたり基本方針を次のとおりとします。

基本方針1 介護予防・重度化防止に向けた取組の推進

健康でいきいきとした生活を送るためには、高齢者一人ひとりが健康に留意し、健康づくりのために自ら行動していくことが重要となります。

そのために町では、健康に関する正しい知識の普及啓発、疾病等の早期発見を図るとともに、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域での介護予防・重度化防止に向けた取組の推進を図っていきます。

基本方針2 福祉・介護サービスの充実

高齢者が介護や介助が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、福祉・介護サービスの充実は必要不可欠です。

そのために町では、引き続き住民のニーズを把握しながら、不足しているサービスの充実に努め、在宅・施設両面でのサービス基盤の整備を図っていきます。

また、地域包括支援センターを中心に、介護支援専門員やサービス提供事業者をはじめとする関係機関等との連携強化を進めることで、介護保険サービスの質の向上を図っていきます。

基本方針3 介護離職ゼロ・介護人材確保に向けた取組の推進

介護と仕事の両立を希望する家族の不安や悩みに応え、介護を理由とした離職をなくす（介護離職ゼロ）ための取組が必要となります。

そのために町では、前述の福祉・介護サービスの充実を図ることで、介護の負担を軽減するための適切なサービス提供体制を構築していくとともに、相談体制の強化や支援体制の充実を図っていきます。

また、適切なサービス提供体制を構築していくためには、施設や事業所の整備のみならず、介護人材確保・育成に向けた取組も併せて推進していきます。

基本方針4 いきいきと生活できる地域づくりの推進

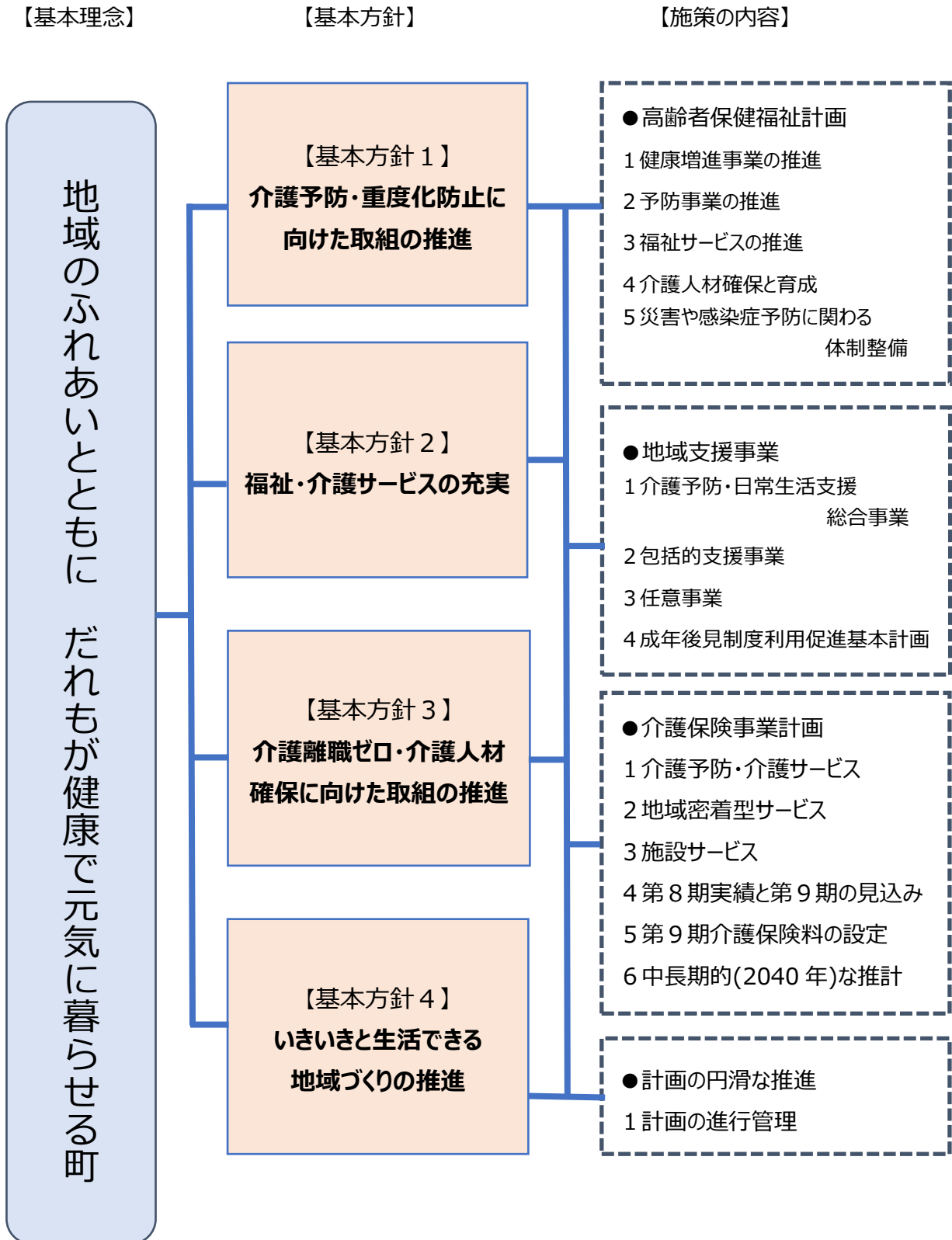
介護サービス事業者による既存のサービスに加え、様々な主体による多様な生活支援サービスを整備するとともに、地域の問題を地域の住民とともに考え、分野の枠にとらわれず対応する地域共生社会の構築が必要となります。

そのために町では、協議体や地域ケア会議を活用した地域のニーズや資源の把握に努めるとともに、ボランティアやNPO等の多様な主体による生活支援サービスの整備を図っていきます。

また、高齢者は支援されるだけの存在ではなく、元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となり、より一層元気に地域で活躍していただくことも重要な視点となります。高齢者が様々な形で地域社会に参加することのできる環境づくりを進めることで「地域共生社会の実現」に努めていきます。

3 施策の体系

本計画における施策の体系は以下の通りです。



第2部 各論

第1章 高齢者保健福祉計画

1 健康増進事業の推進

(1) 健康診査

① 特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者健康診査

メタボリックシンドロームの予防や生活習慣病等の早期発見のため、40歳から74歳までの長南町国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施します。

特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームや生活習慣病等のリスクの高い方を対象に特定保健指導を実施します。

また、75歳以上の後期高齢者医療保険加入者の方を対象に、生活習慣病等の早期発見・早期治療を目的とした後期高齢者健康診査を実施します。

特定健康診査の受診率向上に向けて、委託による未受診者や継続受診者への受診勧奨を効果的に行い、特定健康診査を受診してもらうことで生活習慣病の早期発見・早期治療を目指します。

また、特定保健指導の質の向上に努めるとともに、特定保健指導の該当ではない方についても、受診勧奨や保健指導を実施し、生活習慣病の重症化予防に努めます。

特定健康診査		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健康診査	人/年	723(41.9%)	717(43.7%)	750(45.0%)	800(60.0%)	800(60.0%)	800(60.0%)
後期高齢者健康診査	人/年	580(38.0%)	627(40.0%)	680(42.0%)	700(42.0%)	700(42.0%)	700(42.0%)

② 青年の健康診査

学校や職場等で健康診査を受ける機会がない18歳から39歳の町民を対象に、メタボリックシンドロームの予防や生活習慣病等の早期発見のため、青年の健康診査を実施します。

受診者数は目標値より大きく減少しているため、持続可能な受診体制確保のため、受診勧奨を強化します。

青年の健康診査		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
青年の健康診査	人/年	43	32	37	70	70	70

第2部 各論 第1章 高齢者保健福祉計画

③ がん検診

がんの早期発見・早期治療のため、20歳以上の女性を対象に子宮がん検診、30歳以上の女性を対象に乳がん検診、40歳以上の方を対象に肺がん（喀たん）・胃がん・大腸がん検診、50歳以上の男性を対象に前立腺がん検診を実施します。

今後も、国民健康保険加入者の受診率向上のため、国民健康保険加入時にがん検診の受診勧奨を行います。

がん検診		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
子宮がん検診	人/年	518	526	507	650	650	650
乳がん検診	人/年	736	713	688	930	930	930
肺がん検診	人/年	143	143	117	300	300	300
胃がん検診	人/年	423	467	420	650	650	650
大腸がん検診	人/年	952	903	878	1,200	1,200	1,200
前立腺がん検診	人/年	450	476	620	620	620	620

④ 骨粗しょう症予防検診

早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防するため、20歳から70歳までの5歳刻みの女性を対象に骨粗しょう症予防検診を実施します。

5年に1度の検査となるため、対象年齢の方への受診勧奨方法を徹底します。また、若年層に向けて、受診することのメリットが判りやすいよう、対象者通知文等に盛り込みます。

骨粗しょう症予防検診		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
骨粗しょう症予防検診	人/年	98	112	95	160	160	160

⑤ 肝炎ウイルス検査

肝炎対策として、肝炎の早期発見・早期治療のために、40歳以上の方を対象にB型・C型肝炎ウイルス検査を実施します。受診者数が目標値の3分の2程度であり、若年層及び未受診者の掘り起こしが課題となっていることから、今後も未受診者への周知を継続し、特に若年層の受診勧奨の周知を行います。

肝炎ウイルス検査		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
肝炎ウイルス検査	人/年	84	63	80	110	110	110

⑥ 在宅訪問歯科健康診査

歯科受診が困難な65歳以上の在宅寝たきり者等を対象に、歯科医師が訪問し、健康診査を実施します。新型コロナウイルス感染症の影響により受診希望者がなしであったことから、今後は対象者への周知を行い事業の活用を推進していきます。

在宅訪問歯科健康診査		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅訪問歯科健康診査	人/年	0	0	1	5	5	5

(2) 健康教育

① 集団健康教育

生涯を通じた健康づくりのための、いきいきとした活動的な生活習慣の定着化と知識の普及や、メタボリックシンドローム予防や健康長寿のための運動習慣や生活習慣の確立のために、集団指導による健康づくりの取り組みを支援します。運動習慣の定着を図るアプローチ方法について検討し、今後、新規参加者増加のために、広報誌や参加者の口コミを利用し、周知を行います。

集団健康教育		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健活クラブ	回/年	34	37	37	40	40	40
	人/年	1,938	2,072	2,109	2,000	2,000	2,000

② 重点健康相談

健康診査（検診）受診者等を対象に糖尿病・高脂血症・高血圧等の循環器疾患や骨粗しょう症などの健康に関する生活習慣の指導を行います。評価方法が未設定であることが課題であるため、今後、具体的な評価項目を設定し、該当者に対する指導後の評価を実施します。

重点健康相談		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重点健康相談	回/年	2	2	2	2	2	2
	人/年	35	51	33	50	50	50

第2部 各論 第1章 高齢者保健福祉計画

③ 総合健康相談

心身の健康に関して、一般的な相談を行う総合健康相談を実施します。健康教室の参加者に対して健康相談を行いました。希望者が少ないことが課題であるため、今後、事業の周知を行い、随時総合健康相談を実施します。

総合健康相談		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康講座	回/年	0	0	0	1	1	1
	人/年	0	0	0	1	1	1

④ 訪問指導

各種健康診査の結果、精密検査が必要な者の受診勧奨や、生活習慣病の予防等において指導が必要と思われる者に対して訪問指導を実施します。

訪問指導		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問指導	回/年	0	0	0	1	1	1

2 予防事業の推進

① 結核検診

結核の早期発見のために、65歳以上の高齢者を対象に、年1回結核検診を実施します。新型コロナウイルス感染症の影響により受診者の大幅減が課題であり、今後も受診勧奨を徹底します。

結核検診		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
結核検診	人/年	571	602	616	700	700	700

② 高齢者各種予防接種

インフルエンザ予防のために、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に重い障害がある方等を対象に、年1回接種費用の助成を行います。また、併せて肺炎球菌予防のために、65歳の方に対して高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種費用を1人1回限り接種費用の助成を行います。

今後も事業の周知徹底を図り、接種率の向上を目指します。

高齢者各種予防接種		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者インフルエンザ予防接種	人/年	2,385	2,399	2,500	2,500	2,500	2,500
高齢者肺炎球菌予防接種	人/年	134	110	100	100	100	100

③ 食育推進活動

「子どもからお年寄りまで食生活の基礎を伝えよう」を目標に、推進員に対し中央研修会を定期的に実施します。推進員は地区の集会所や公民館・保健センター等において、研修での知識や調理実習の内容を地域住民に伝達し、正しい食生活の普及のための食を推進します。

高齢化により推進員が減少し、推進員自らが普及活動を計画し、伝達する場をつくるのが課題ですが、今後も新しい生活様式に対応した普及活動を実施し、食を通じた健康づくりを目指します。

食育推進活動		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康講座	回/年	0	0	0	15	15	15
	人/年	0	0	0	200	200	200

④ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

後期高齢者・介護・保健等のデータを分析し、疾病予防・重症化予防とフレイル予防の一体的な取り組みを行います。

主な取り組みは、フレイル予防対策（ポピュレーションアプローチ）として筋力低下予防・口腔機能低下予防の通いの場を実施します。重症化予防（ハイリスクアプローチ）として糖尿病重症化予防の個別指導を保健師または管理栄養士で行います。また健康状態不明者には健康診査の受診勧奨、健康診査後の医療未受診者には訪問にて受診勧奨します。

3 福祉サービスの推進

(1) 地域包括ケアの実現のための視点

① 認知症支援策の充実及び高齢者虐待防止の取り組み

認知症高齢者の家族や地域住民に認知症に関する正しい理解を深めるため、講座等を開催し、認知症サポーターを養成します。高齢者に対する虐待を未然に防止するとともに、緊急の場合には、一時的な保護が行えるように支援します。

② 医療との連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた町で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域における在宅医療と介護の連携体制を構築していきます。

(地域支援事業の在宅医療・介護連携の推進)

③ 高齢者の居住に係る連携

高齢者本人の希望でもある、自宅での生活が維持できるように介護給付における住宅改修・障害者支援制度における住宅改修及び住宅リフォーム補助金等との連携を図り、一人ひとりの状況に応じた住まいなどの環境づくりを支援していきます。

④ 生活支援サービス

緊急通報装置貸与事業・外出支援サービスは今後も事業を継続し、高齢者や障害者等の社会参加を支援していくとともに、在宅で要介護認定を受けている方や寝たきりの高齢者等を対象に紙おむつ等の購入費用の助成、訪問カットサービスを提供することで在宅介護を支援していきます。また、独居高齢者や高齢者の二人暮らしなどで生活に不安を持つ高齢者や家族が安心して在宅での生活が維持できるように、配食・見守りサービスを実施します。

a. 緊急通報装置貸与事業

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、急病や緊急事態発生時の連絡手段を確保するため、緊急通報装置の貸与を実施し、在宅福祉を支援します。

b. 訪問カットサービス

寝たきりの高齢者の方がカットサービスを受けることで、保健衛生の増進を図り、在宅での介護を支援します。

生活支援サービス		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問カットサービス	人/月	11	10	12	14	14	14
	延人/年	38	39	48	56	56	56

c. 和気あいあい事業

介護保険を利用していない高齢者を対象に、ふれあい・支えあいの場を提供し、生活相談・レクリエーション等を行うことで、社会的孤立感の解消及び健やかな心身の向上を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

また、地域へ出向いての生活相談・軽体操・レクリエーション活動等も行い、交流の場を増やしていきます。

生活支援サービス		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
和気あいあい事業	人/月	14	15	11	20	20	20
	延人/年	301	309	260	480	480	480

d. 給食（配食）・見守りサービス

ボランティア組織により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して配食サービスを実施します。また、独居高齢者や高齢者の二人暮らしなどで生活に不安を持つ高齢者や家族が安心して在宅での生活が維持できるような、配食・見守りサービスを実施していきます。

生活支援サービス		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給食(配食)・見守りサービス	人/月	50	53	50	65	65	65
	延人/年	2,250	1,886	2,073	2,500	2,500	2,500

第2部 各論 第1章 高齢者保健福祉計画

e. ふれあい買い物支援

介護保険を利用されていない高齢者で移動手段がなく日用品の買い物に困難を感じる方や地域から孤立の恐れがあり支援を必要とする方に、地域にある様々な関係団体と協力し合い、日常の買い物付添支援を行います。

生活支援サービス		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふれあい買い物支援	人/月	8	8	8	10	15	15
	延人/年	61	77	187	240	540	540

f. 外出支援サービス

外出支援サービスについては、福祉タクシー利用者助成事業、福祉カー貸付事業及びデマンドタクシーについて、住民が気軽に利用できるよう周知を図り、高齢者や障害者等の社会参加を支援していきます。

g. 見守りネットワーク事業

要介護者等の生活の安全を確保し、安心して暮らせる地域づくりを構築するため、協力機関等と連携し、見守り活動を実施しています。地域住民の日常生活において、異変が認められたときは、協力機関等からの連絡により、町は要介護者等の状況を確認し、支援活動を実施します。

h. 長寿祝金

町内に居住する85歳、90歳、95歳及び100歳以上の高齢者の方に対して長寿を祝し、祝金を支給します。

i. 在宅要介護者等紙おむつ等購入費助成事業

要介護3以上の認定を受け、かつ主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度が一定の基準に該当する在宅要介護者を介護している家族に対し、年6回、6,000円/回を上限に紙おむつ等の購入費用の一部を助成します。

(2) 施設サービス

① 養護老人ホーム

環境上や経済的な理由により居宅での生活が困難な方を、法律に基づき入所判定委員会に諮り、養護老人ホームへの入所措置を行っており、長生管内には1施設が整備され、現在3名の方が利用しています。

施設サービス		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養護老人ホーム	人/年	4	3	3	3	3	3

② 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の方または夫婦のどちらかが60歳以上で、身体機能の低下または家庭環境・住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方が低額で利用できる施設で、町内には「ケアハウスザイクスヒル長南」・「ケアハウスびおとーぷ」があり、65床が整備されています。

施設サービス		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
軽費老人ホーム	人/年	65	65	65	65	65	65

(3) 地域保健医療の充実

少子高齢化の進展に伴い保健医療需要は今後ますます増大・多様化し、より質の高いサービスが求められてきます。適切な保健医療サービスを効果的に提供するためには、保健・福祉・医療の一層の連携・強化が必要となることから県計画との整合を図りながら保健医療サービスの充実に努めていきます。

4 介護人材の確保と育成

介護保険制度の安定的・持続的運営を行っていくためには、介護保険サービスの基盤整備とともに介護人材の確保・定着と育成に向けた取組が喫緊の課題であるため、以下の取組を進めていきます。

(1) 介護人材の確保

次世代を担う小・中学生に対し、職業体験等で福祉介護職のやりがいや魅力を伝え、興味関心を高め、不足する介護職の人材確保に努めます。また、介護人材の確保・定着と介護サービス事業所で働く人がキャリアアップしていける体制づくりに向けて、社会福祉法人や介護サービス事業所と協議検討しながら必要な取組を進めていくとともに、総合事業における担い手確保に関する取組を進めていきます。

(2) 介護人材の育成

介護職員の育成・専門性向上のための研修や、医療と介護の連携強化を図る研修など（認知症学習会等）を実施し、介護人材の育成に努めます。

5 災害や感染症予防に関わる体制整備

近年地球温暖化の影響により、勢力の強い台風や線状降水帯の発生が増加しています。本町においても令和5年台風第13号の接近に伴う大雨により多くの浸水被害や土砂災害が発生し、多くの方が被災しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者数も減少してきたものの感染者はいまだにあり、避難所等の感染防止対策の実施は必要な状況です。これらのことを踏まえ、災害や感染症が発生した際の緊急時において、迅速かつ的確に対応できる体制を構築していくため、以下の取組を進めていきます。

(1) 災害に対する備え

「長南町地域防災計画」をもとに自主防災組織をはじめとする各関係機関との連携により、要援護者の実態把握や情報共有を図り、緊急時の情報伝達及び救助体制の強化につなげることにより、地震、火災、風水害等の災害に対し、迅速かつ的確に対応できる体制を構築していきます。

<第8期の課題>

自主防災組織をはじめとする各関係機関とは、意見交換を図ってきましたが、要支援者高齢者の実態把握や情報共有の方法が課題です。

<第9期の事業内容>

自主防災組織をはじめとする各関係機関との意見交換をする場を引き続き設けて、要支援者の実態を把握していきます。

<中長期的な目標>

意見交換を行った中で、災害時の対応や情報共有について、どのように行っていくのか、また、高齢者の実態把握や救助体制について迅速かつ的確に対応できる体制を構築していきます。

① 自主防災組織の充実

災害発生時の地域住民による迅速な避難・救助活動が行えるよう、地域住民による自主防災組織の活動促進を図り、防災体制の強化と住民相互の連帯意識の醸成に努めていきます。

現在 11 の自主防災組織が設立されているが、まだ設立されていない地域が多いのが現状です。災害時に行政が行う「共助」にも限界があるため、いかに「自助」・「公助」を強化できるかが重要になってきます。その意識を住民へ周知し、防災体制の強化や自主防災組織の必要性を認識してもらえるように努めていきます。

災害に対する備え		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自主防災組織設立数	設立数/年	11	11	11	12	20	20

② 防災意識の向上

町全体での防災訓練の実施や各施設・事業所での防災訓練の実施を促進し、防災に関する知識の普及啓発と防災意識の向上に努めていきます。

また、今後は様々な市町村の訓練を参考として、災害時に有効となる訓練となるようバリエーション豊かな訓練を実施していきます。

災害に対する備え		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
防災訓練	回/年	1	1	0	1	1	1

③ 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者名簿の登録について周知を図るとともに、関係機関と連携し、個人情報の保護に配慮しながら要支援者の実態把握に努めていきます。

今後も頻発化している災害に備えて、避難行動要支援者の把握及び名簿の登録を行っていきます。

(2) 感染症に対する備え

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の発生に備え、国の基本的対処方針や「長南町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、正しい知識を持って予防策を実践できるよう、適切かつ分かりやすい普及啓発に努めていきます。

また、ワクチンの接種や生活支援、感染症発生時の要配慮者等への支援について、庁内関係部局・関係機関等と連携し、具体的な準備を進めていきます。

① 感染症対策の普及啓発

新たな感染症の流行・拡大を防止するため、「新しい生活様式」の実践に関する普及啓発を実施するとともに、介護事業所等を運営する事業者に対して、施設内の感染症対策の徹底に関する周知・啓発に取り組んでいきます。

② 物資の備蓄（調達）及び支援体制の構築

感染症発生時に備え、必要な物資が円滑に調達できるよう、備蓄・調達・輸送体制の整備を進めていくとともに、感染症発生時における代替人員や代替サービスの確保に向けて、各事業者間の連携体制の構築に努めていきます。

③ 介護予防活動の取組支援

高齢者が自宅でも介護予防の取組等が実施できるよう、庁内関係部局・関係機関と連携し、広報誌やオンラインによる取組支援を検討していきます。

④ ワクチン接種の円滑な実施

新型インフルエンザ等感染症のワクチン接種に関し、医療従事者、高齢者施設等入居者及び従事者、町民の方々に対して円滑なワクチン接種ができるよう、国・県・近隣市町村及び医師会等の関係機関と連携し、接種体制の構築に努めていきます。

第2章 地域支援事業

地域支援事業とは、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」から構成されており、高齢者ができるだけ住み慣れた町で自分らしい生活を送ることができるように、要支援・要介護状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になっても、地域で自立した日常生活が送れるよう支援していくことを目的としています。介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたっては、市町村の実情に合わせた介護予防事業や生活支援サービス等の基盤整備を進めていく必要があります。第9期計画では、多様なサービスを充実させ、地域の支え合い体制づくりを推進していきます。包括的支援事業には「地域ケア会議の推進」「在宅医療・介護の連携」「認知症施策の推進」「生活支援体制の整備」があり、これらの事業は地域包括ケアシステムの構築に不可欠な取り組みとして、第9期計画においても重点的に推進していく必要があります。また、任意事業では、介護保険制度の安定的・持続的運営に資する施策として介護給付費適正化事業（要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検）を実施し、適正な介護保険制度の運営に努めていきます。

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者に対して介護予防の啓発等を行う「一般介護予防事業」で構成されており、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させていくことで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

（1）介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定を受けた方もしくは基本チェックリスト該当者に対し、従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを充実させていきます。

また、引き続きニーズの把握に努めながら、事業内容の見直しを行っていくとともに、新しい生活様式に対応しながら、活動内容を検討していきます。

第2部 各論 第2章 地域支援事業

① 訪問型サービス

要支援認定者及び基本チェックリストにより把握された介護予防・日常生活支援サービス対象者を、訪問介護員等が訪問し、生活援助（掃除・洗濯・買い物・食事の準備・調理等）や身体介護（食事や入浴の介助等）を行います。要介護状態となることの予防をし、地域において自立した日常生活を過ごしていくための支援を行います。

訪問型サービス		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス	回/年	1,580	1,347	1,296	1,489	1,489	1,489
	人/年	220	186	180	180	180	180
	事業費/年 (千円)	4,571	3,806	3,327	4,320	4,320	4,320

② 通所型サービス

要支援認定者及び基本チェックリストにより把握された介護予防・日常生活支援サービス対象者が、デイサービスセンターに通い、健康チェックや食事・入浴・排泄の介助・機能訓練等を受けるサービスです。

要介護状態となることの予防をし、地域において自立した日常生活を過ごしていくための支援を行います。

通所型サービス		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所型サービス	回/年	1,061	776	1,755	2,190	2,190	2,190
	人/年	192	126	204	204	204	204
	事業費/年 (千円)	5,434	3,817	5,724	7,140	7,140	7,140

③ 通所型サービスA（緩和型）

通所型サービスA（緩和型）は、従来の介護予防通所介護に相当するサービスの基準（人員基準・運営基準等）を緩和したサービスで、通いによるミニデイサービス・運動・レクリエーション等を中心に提供するサービスです。町では、介護サービス事業者への委託等により住民のニーズに応じて、緩和型サービスを実施します。

要介護状態となることの予防をし、自立期間を延ばし、高齢者の健康維持を支援します。

通所型サービスA（緩和型）		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所型サービスA （緩和型）	回/年	80	42	46	52	52	52
	人/年	6	3	2	5	5	5
	事業費/年 （千円）	545	160	252	864	864	864

④ 生活支援サービス

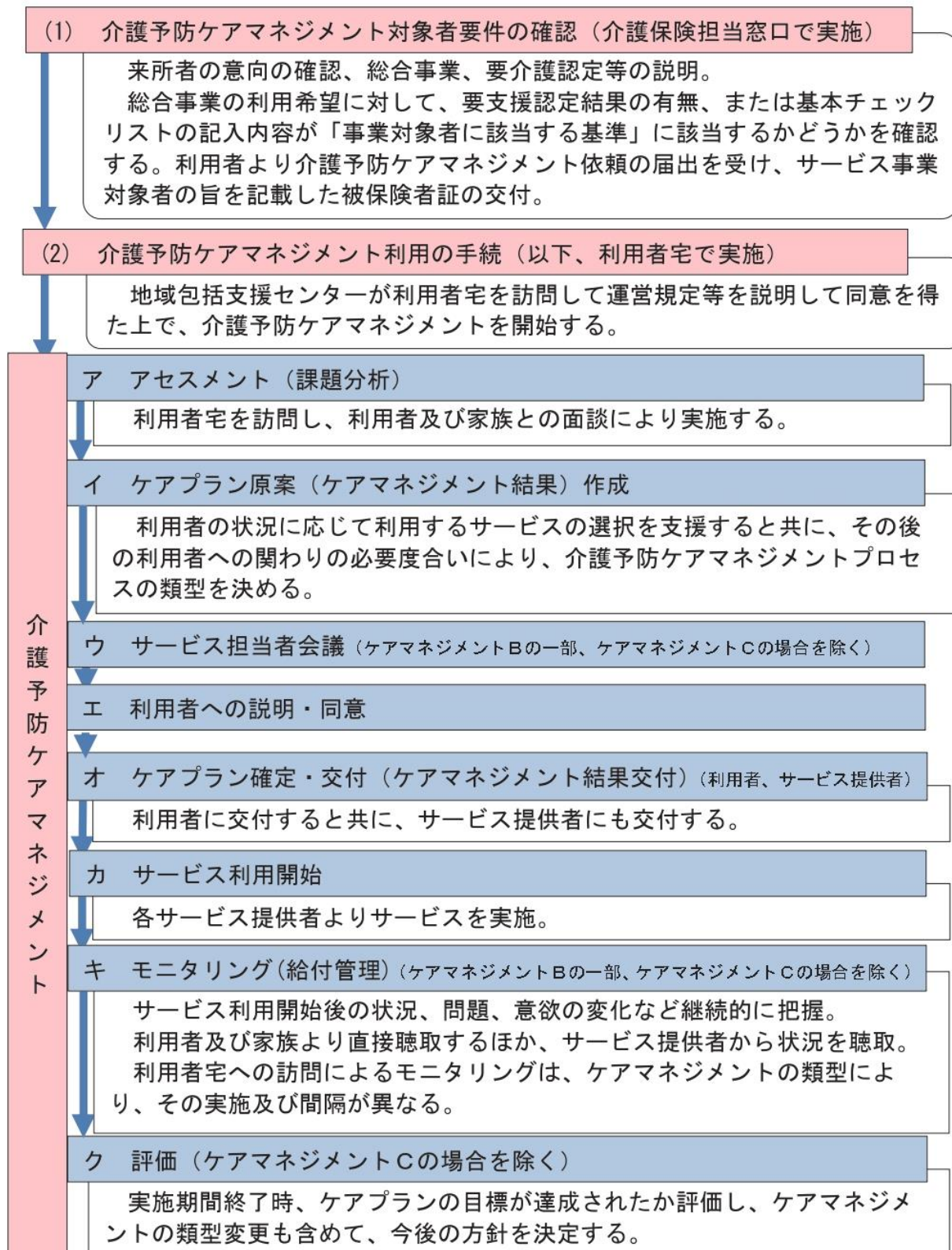
生活支援サービスは、要支援認定を受けた方もしくは基本チェックリスト該当者に対し、栄養改善を目的とした配食や住民ボランティア等による見守りを行うサービスです。現在、社会福祉協議会でボランティア組織による一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対して、給食（配食）・見守りサービスを実施しております。

⑤ 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、要支援認定を受けた方もしくは基本チェックリスト該当者に対し、アセスメント（課題分析）・ケアプランの作成・モニタリング（給付管理）や評価を行うことにより、総合事業のほか一般介護予防事業や市町村の独自施策、民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行う事業です。

要介護状態となることの予防をし、居宅で自立した生活が営めるよう支援します。

【参考】介護予防ケアマネジメントの手順



(2) 一般介護予防事業

＜第8期の課題＞

自主的な介護予防活動の支援として、ちよな丸運動を考案し普及活動を始めました。普及活動は一部の地域に留まっています。出張介護予防教室は新型コロナウイルスの感染拡大があり、予定回数の開催ができませんでした。

＜第9期の事業内容＞

全ての高齢者とその支援のための活動に関わる人を対象として、介護予防に関する知識の普及を図り、身近な場所で気軽に参加できるよう自主的な介護予防に向けた活動を支援します。

また、疾病予防・フレイル予防を促進するために、担当課と連携を取りながら、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

＜中長期的な目標＞

身近な地域で気軽に自主的な介護予防活動に取り組みます。

① 介護予防把握事業

本人、家族、民生委員、地域の方からの情報収集等により、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする者を把握・訪問し、介護予防活動につなげていきます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防の重要性等の普及啓発を行うために、出張介護予防教室を継続して実施するとともに新たな地区での実施を検討します。またイベントへ参加しての啓発活動、広報への掲載等を実施し、町民が介護予防を意識した生活を送ることができるよう支援します。

③ 地域介護予防活動支援事業

身近な地域で気軽に参加できる地域介護予防活動の増加を目指すため、介護予防活動に取り組む地域の団体に対し、機能訓練指導員等が地域に出向いて、出張介護予防教室を引き続き開催します。また、ちよな丸運動やいきいき百歳体操を地域で取り組むよう体験会等を開催して普及を図っていきます。

地域介護予防活動支援事業		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出張介護予防教室	箇/年	3	3	3	4	4	4
	回/年	11	13	17	20	20	20

第2部 各論 第2章 地域支援事業

④ 一般介護予防事業評価事業

介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業の充実を図り、年度毎に事業の参加状況や活動状況について評価していくことで、目標の達成状況についての検証を進めていきます。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

町民が介護予防の効果を理解し、自ら取り組めるよう引き続き出張介護予防教室にリハビリテーション専門職を派遣し、地域の介護予防を推進します。

地域リハビリテーション活動支援事業		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域リハビリテーション活動支援事業	回/年	0	0	1	7	7	7

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの取組と機能強化

<第8期の課題>

地域包括支援センターは、相談、関係機関や事業所間の連携体制構築を行う等の役割を担っているため、総合相談窓口としての更なる周知と機能強化を図る必要があります。

<第9期の事業内容>

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護・福祉・医療などさまざまな視点から本人やその家族を支える相談支援や介護予防ケアマネジメント、虐待防止、権利擁護等の業務を行います。

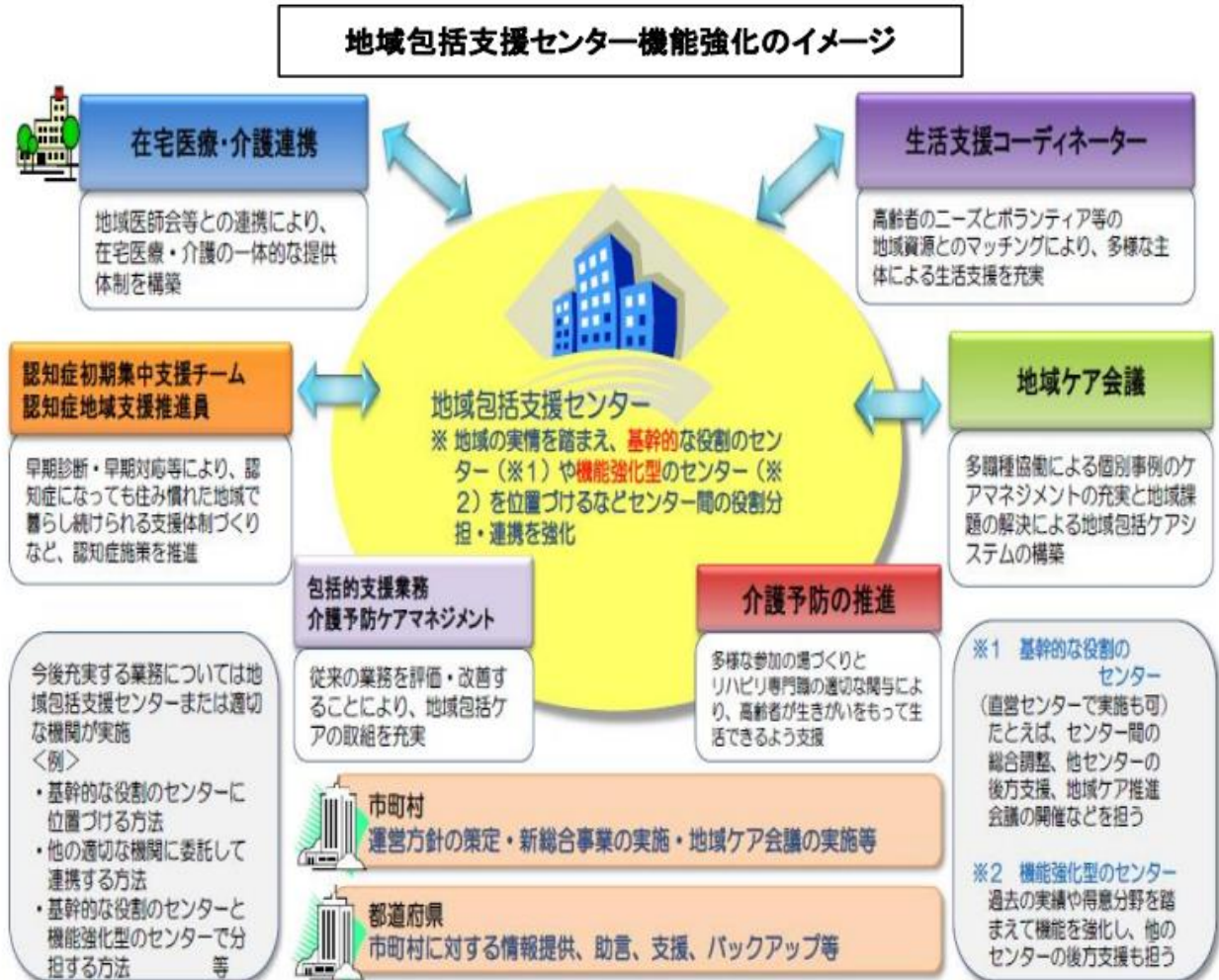
介護予防ケアマネジメントについては、引き続き外部委託もしながら体制を整備していきます。

総合相談については必要に応じて関係機関につなぐなど、他機関と連携した相談体制の充実を図ります。

また、今後の高齢化の進展に伴い増加する相談やサポートなど適切に対応するため、地域包括ケアシステムに向けた体制づくりを推進していきます。

＜中長期的な目標＞

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの進化・推進を図るための中核機関であり、その役割は重要なものになっていることから、他分野との連携促進を図る体制整備を進めます。



（2）地域ケア会議の充実

＜第8期の課題＞

地域ケア会議では、独居のケースが多く、生活支援サービスの充実が課題となっています。高齢者の支援に必要な地域づくりができるよう、会議を積み重ね、検討する必要があります。

＜第9期の事業内容＞

地域ケア会議の目的を明確にし、その機能の充実を図り、多職種連携の推進、地域力向上につなげます。

また、個別ケースの課題解決に向けた支援を検討するとともに、多職種によるネットワークを構築し、地域課題を把握していきます。

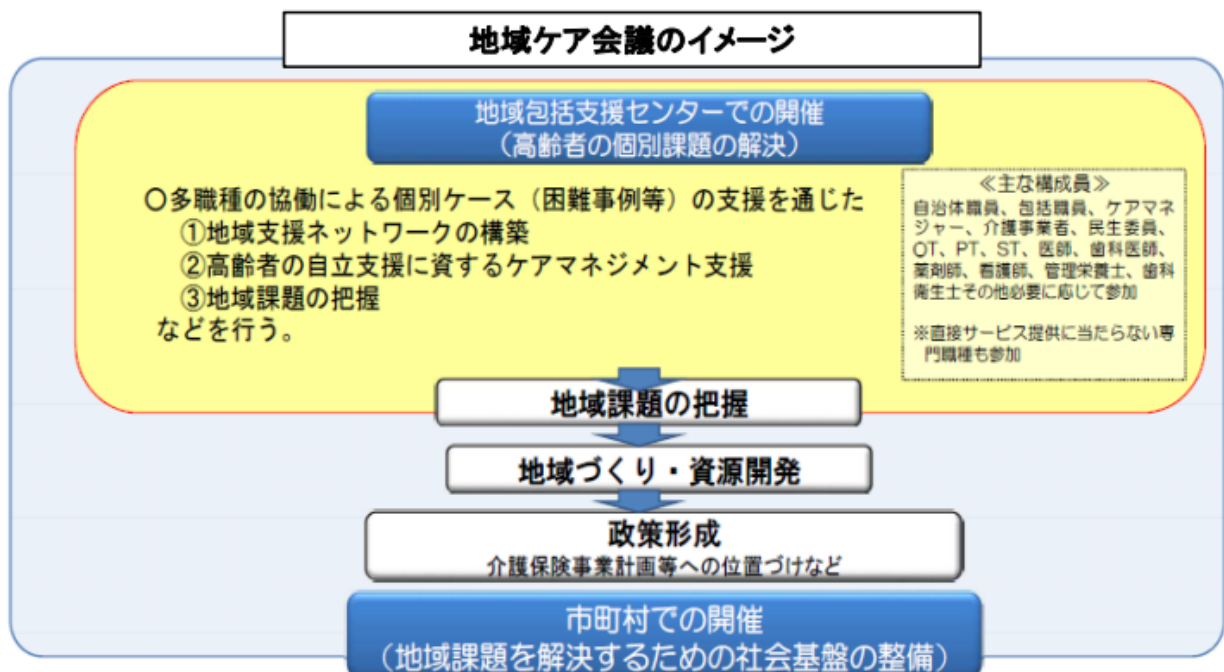
第2部 各論 第2章 地域支援事業

地域ケア会議を通して把握された地域課題を整理し、地域の関係者と共有するとともに、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを検討し、支援体制の整備を図ります。

＜中長期的な目標＞

個別課題の検討から地域課題の把握・整理、有している資源を踏まえ、継続的に評価・見直しを行っていきます。

地域ケア会議の充実		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別地域ケア会議	回/年	1	3	5	5	5	5
地域ケア推進会議	回/年	0	0	0	1	1	1



(3) 在宅医療・介護連携の推進

<第8期の課題>

医療関係者や介護関係者からの相談や情報共有では、地域包括支援センターが窓口となり、日常的に連絡調整を行いましたが、連携強化事業は行っていません。在宅医療・介護連携に関する普及啓発は、包括連携協定事業者による町民を対象としたエンディングノートに関する講演のみ実施しました。

<第9期の事業内容>

医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた場所で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護の提供体制の構築を推進していきます。また、必要に応じて近隣市町村との連携を図っていきます。

① 在宅医療・介護連携に関する相談支援

医療関係者や介護関係者からの相談や情報共有を図るため、地域包括支援センターが窓口となって各種相談等の対応や関係機関との連携を図ります。

② 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関、介護事業所等の資源情報を集約し、医療・介護関係者の連携の推進や、町民の利便性の向上に努めます。

③ 医療・介護関係者の情報共有の支援

千葉県地域生活連携シートを活用し、医療、介護関係者間で入退院時等の情報共有を図っていきます。

④ 医療・介護関係者の研修

関係機関との連携強化を図るため、多職種連携の会の研修に参加します。研修では、グループワークなどを行い、様々な職種の意見を参考に理解を深め、日々の業務における連携強化につなげていきます。

⑤ 町民への普及啓発

在宅医療・介護連携に関するパンフレットの配布等とおして、町民の在宅医療・介護サービスに関する理解の促進を図ります。また町民を対象とした看取りに関する啓発を実施し、今後、医療や介護が必要になっても、在宅療養や在宅での看取りという選択肢があることへの理解を深め、本人の意思決定を支援します。

(4) 認知症施策の推進

＜第8期の課題＞

認知症施策の推進については「認知症初期集中支援チームの設置」「認知症地域支援推進員の配置」「認知症サポーター養成講座の実施、認知症学習会などによる認知症に関する普及啓発活動の推進」等の取組を行ってきましたが、ニーズ調査から、認知症に関する相談窓口を約7割の高齢者が知らないと回答するなど、相談窓口や認知症に関する啓発が十分でないと考えられます。

＜第9期の事業内容＞

認知症の人やその家族が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症に対する地域の理解を深める認知症サポーターの養成、認知症学習会を実施していきます。認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組み（チームオレンジ等）の構築に向けた取組を推進します。認知症の人とその家族、地域住民などが集い、ともに支え、専門職に相談できる場、語り合える場として、おしゃべり茶会を実施するとともに認知症の発症を遅らせる等「共生」と「予防」の取組を支援していきます。

また、地域包括支援センター等の認知症に関する相談窓口を周知していきます。

＜中長期的な目標＞

認知症及びその予防に関する正しい知識の普及、相談窓口の周知等、情報提供に努め、地域の実情に応じた認知症施策の推進を図ります。

認知症施策の推進		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座	人/年	37	24	100	40	40	50
おしゃべり茶会	回/年	16	12	11	15	15	20
	人/年	109	87	80	100	100	120

① 認知症初期集中支援チーム

認知症の人の早期発見・早期対応が行えるよう専門職でチームを組み、初期の段階に訪問し、包括的・集中的に支援する「認知症初期集中支援チーム」の充実を図ります。

また、初期の段階で認知症初期集中支援チームの支援につなぐことができるよう、地域包括支援センターが中心となり、介護サービス事業者や地域の関係機関等と連携を図ります。

認知症初期集中支援チーム		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム	件/年	2	1	1	2	2	2

② 認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、医療・介護等の有機的な連携として位置づけられ、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間に連携の支援や、認知症の人やその家族等への相談支援を行う者で、市町村毎に配置します。

認知症地域支援推進員		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員	人/年	1	2	2	2	2	2

(5) 生活支援サービスの体制整備

① 生活支援サービスの体制整備

生活支援コーディネーターや協議体を通じて、ニーズとサービス資源の掘り起こしを行い、関係者のネットワーク化、生活支援の担い手の養成やサービスの開発などを行います。

また、地域の互助を高め、生活支援サービスの充実、高齢者の社会参加・介護予防の両立ができるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

② 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

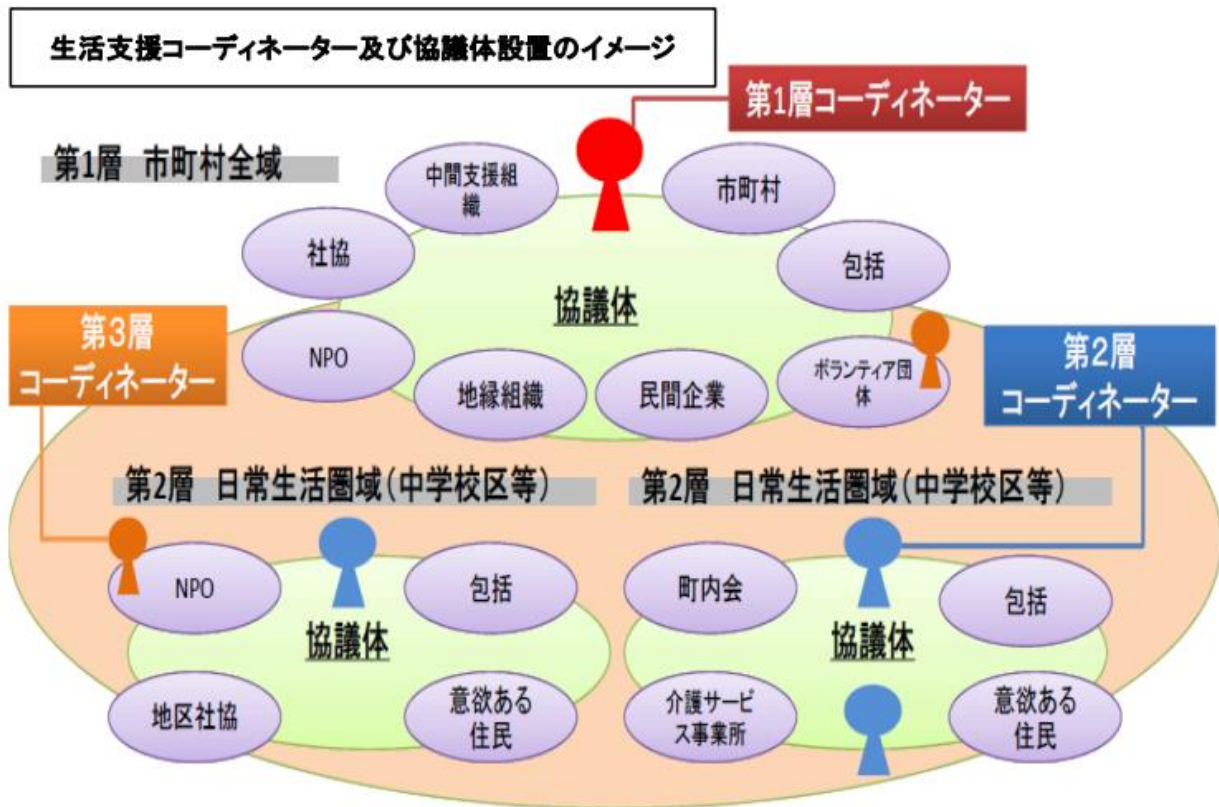
生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域において生活支援サービスの提供体制の構築に向けた取組み（資源の把握や開発、担い手の発掘、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング等）を担う者で、本町では第1層コーディネーターとして1名配置します。

生活支援コーディネーター （地域支え合い推進員）		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーター	人/年	2	2	1	1	1	1

③ 協議体

協議体は、高齢者のニーズに対応する支援体制を整備するために、関係団体と定期的に生活支援サービス構築についての情報共有やサービス創出について話しあう組織です。今後も具体的なサービス内容についての検討を行っていきます。

協議体		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議体	回/年	5	3	6	6	6	6



3 任意事業

(1) 介護給付等費用適正化事業

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことで、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図るものです。

国が示す「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「医療情報との突合・縦覧点検」を実施していきます。

① 要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業所等へ委託により実施した更新認定等に係る認定調査の内容について、町職員が事後点検することにより適正かつ公平な要介護認定の確保を図っていきます。

また、訪問調査の平準化を図るため、研修会への参加をし、適切に認定調査が行われるようにします。

要介護認定の適正化		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化	件/年	16	4	4	10	10	10

② ケアプランの点検

千葉県国民健康保険団体連合会から提供される帳票を活用し、自立支援に資する適切なプランになっているか、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査を行い、必要性や利用状況等点検します。

③ 縦覧点検・医療情報との突合

サービス事業者の請求内容の確認等を国民健康保険団体連合会に委託し、提供されたサービスの整合性の点検を行います。

縦覧点検・医療情報との突合		第8期実績（令和5年度は見込値）			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
縦覧点検・医療情報との突合	回/年	4	4	4	12	12	12

第2部 各論 第2章 地域支援事業

(2) 家族介護支援事業

在宅要介護者等を介護している家族の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的として、以下の事業を実施していきます。

① 家族介護継続支援事業

要介護4以上の認定を受け、過去1年間のうちに介護保険サービスを利用していない在宅要介護者を介護している家族に対し、年額15万円を介護継続支援金として支給します。

(3) 長南町成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等に対し、成年後見制度の利用の支援を行います。

具体的には、親族等による申立ての援助を受けられない場合は町長が申立てを行うことや、経済的な事由により制度の利用が困難な場合はその費用の助成を行います。

4 成年後見制度利用促進基本計画

(1) 計画策定の趣旨

① 計画策定の背景と目的

現在、少子高齢化や単身世帯の増加や人間関係が希薄化する中で、地域が抱える問題は多様化、複雑化しています。その中でも権利擁護を必要とする人が増加傾向にあります。

このような中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を平成28年4月に公布し、同年5月に施行しました。利用促進法第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、成年後見制度利用促進基本計画が策定されています。現在は、新たな基本計画として、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定され、令和4年3月25日に閣議決定されています。

利用促進法第14条第1項に、「市町村の講ずる措置」として、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、「市町村計画」という。）を定める」ことが努力義務とされています。このような動向を踏まえて、本町においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるように、本計画を策定するものです。

※成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。

② 基本計画の位置づけ

本計画は、利用促進法第14条第1項における市町村計画として位置づけられるものであり、「長南町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」及び「障がい福祉計画」との調和を図りながら改訂を重ねていく予定です。

③ 基本計画の対象期間

今回策定する基本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

(2) 現状と課題

① 成年後見制度に関する長南町の状況

a. 成年後見制度等に関する相談件数

成年後見制度等に関する相談件数は、増加傾向となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度	3	3	9	8
日常生活自立支援事業	30	42	31	35

資料：長南町福祉課、長南町社会福祉協議会 ※令和5年度は9月末現在

b. 町長申立件数

町長申立件数については、後見について概ね年間1件程度の実績で推移しています。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	高齢	障害	高齢	障害	高齢	障害	高齢	障害
後見	1	0	0	0	1	0	1	0
保佐	0	0	0	0	0	0	0	0
補助	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は9月末現在

② 成年後見制度に関する長南町の取り組み

a. 成年後見制度の普及啓発（福祉課、町包括支援センター）

町のホームページや広報誌を活用し、成年後見制度の周知に取り組んでいます。

b. 町長申立ての実施（福祉課）

制度の利用が必要であって申立てを行う意思のある親族がない場合などには、町長による後見等開始審判請求を行っています。

c. 利用費用助成（福祉課）

申立費用や後見人等に対する報酬費用について、要綱に基づき費用助成を行います。

第2部 各論 第2章 地域支援事業

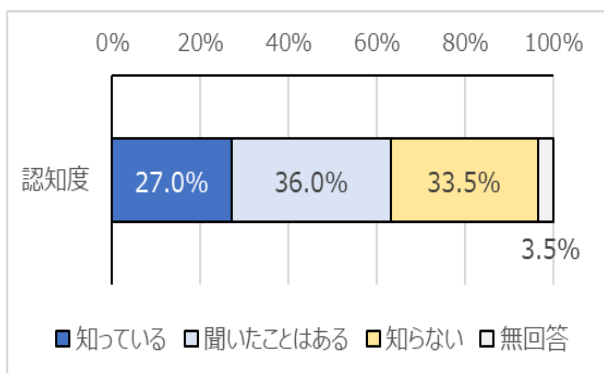
d. 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する福祉サービスを行っています。

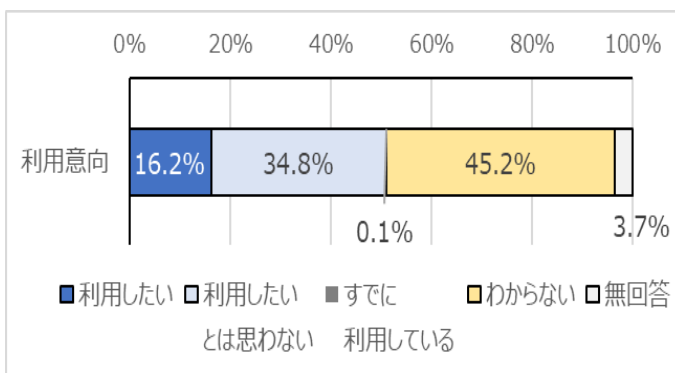
③ 成年後見制度に関するアンケート結果

本計画の策定に向けて、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行う中で、成年後見制度の利用促進の基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。アンケート結果の概要は、以下のとおりとなります。

【成年後見人制度の認知度】



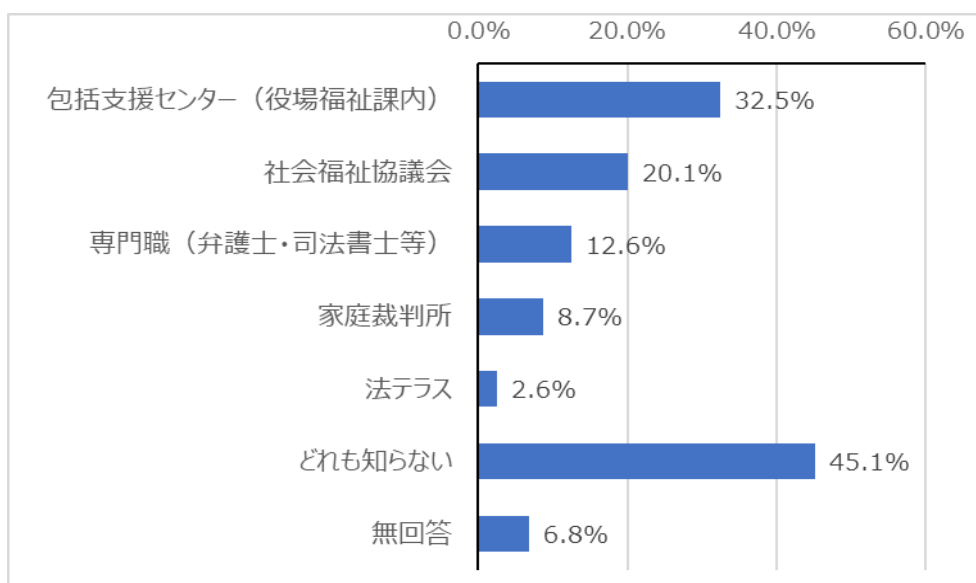
【成年後見人制度の利用意向】



◆認知度は、「知っている」は27.0%「聞いたことはある」36.0%、「知らない」33.5%です。

◆利用意向は「利用したい」16.2%、「利用したいとは思わない」34.8%、「すでに利用している」0.1%です。

【相談窓口の認知度】



◆相談窓口は「包括支援センター（役場福祉課内）」は32.5%、「社会福祉協議会」20.1%、「専門職（弁護士・司法書士等）」12.6%、「家庭裁判所」が8.7%で「どれも知らない」45.1%です。

④ 成年後見制度利用促進における課題

アンケート結果を基に、本町における利用促進を進めるために、以下の課題が挙げられます。

- 制度の認知度がまだまだ不足しており、周知啓発を進めていく必要があります。
- 相談窓口を明確にする必要があります。
- 今後、単身者、身寄りのない方が増加していく中で、成年後見制度の利用が必要な方が増加すると見込まれます。

(3) 計画の基本的な考え方

基本理念

国の基本計画では、成年後見制度の利用の促進は、「基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと」、「意思決定の支援が適切に行われていること」、「身上の保護が適切に行われること」とされています。これらの考えに基づき、本町では以下を本計画の基本理念とします。

基本理念

**判断能力が十分でない人が成年後見制度を適切に活用することで、権利が守られ、
地域で安心した生活を続けることができる社会を目指します。**

(4) 計画における取組

① 地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークとは、全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域に相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

「チーム」とは

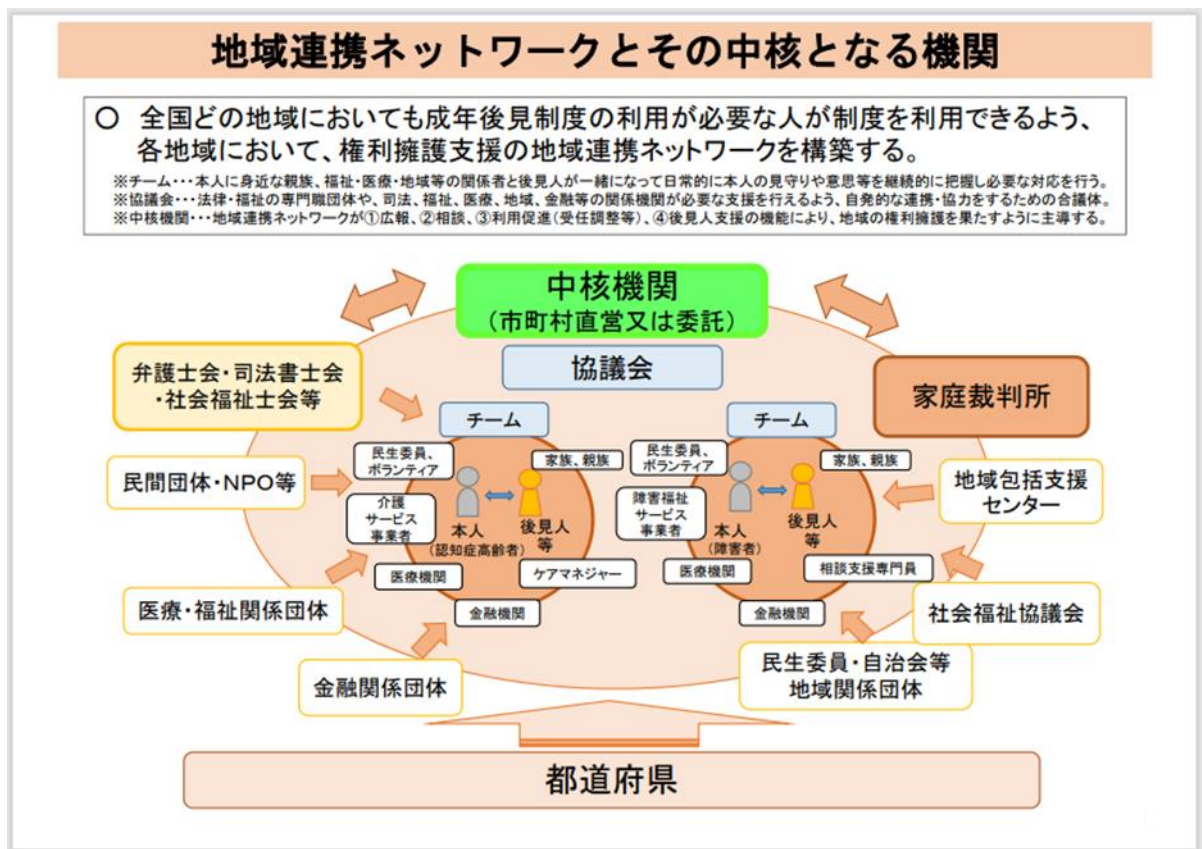
本人を取り巻く支援者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みを指します。

「協議会」とは

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。中核機関が事務局機能を担います。

「中核機関」とは

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。国基本計画では、中核機関は①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能を持つものとされています。



資料：厚生労働省社会・援護局「成年後見制度利用促進基本計画のこれまでと今後」より

② 今後の具体的な取組

a. 成年後見制度利用支援事業の実施と見直し（福祉課）

申立て費用、後見人等に対する報酬費用について、要綱に基づき費用助成を行います。利用しやすい事業とするため、必要に応じた改正を検討していきます。

b. 中核機関の設置の検討（福祉課・包括支援センター・社会福祉協議会）

地域連携ネットワークの中核となる「中核機関」の設置の検討を行います。また、成年後見人等の選定を行うための「受任調整会議」を行う体制を検討していきます。

c. 協議会の設置の検討（福祉課・社会福祉協議会）

医療・介護・福祉・法律等の専門職による、ケースの検討、後見人等への支援、権利擁護に関する課題について協議を行う協議会の設置について検討していきます。

第3章 介護保険サービスの実績と見込量

1 第8期計画の実績と第9期計画のサービス見込量

(1) 居宅サービス

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

利用者の居宅にホームヘルパー等が訪問し、食事や入浴、排泄の介助などの身体介護や買い物、洗濯、掃除などの生活援助を行うものです。予防給付は、月額包括報酬であるため、回数は表示されません。また、平成30年度から、介護予防訪問介護は介護予防・日常生活支援総合事業のサービスに移行しました。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回/月)	1,591.8	1,842.3	1,836.9	1,953.2	1,965.0	1,919.0
介護給付(回)	1,591.8	1,842.3	1,836.9	1,953.2	1,965.0	1,919.0
人数(人/月)	67	70	74	75	76	75
介護給付(人)	67	70	74	75	76	75

資料：地域包括ケア「見える化」システム

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

利用者の居宅に移動入浴車などの入浴設備を持ち込み、入浴、洗髪の介助を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持を行うものです。

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回/月)	83.9	81.3	95.8	95.8	95.8	90.1
予防給付(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護給付(回)	83.9	81.3	95.8	95.8	95.8	90.1
人数(人/月)	16	15	19	19	19	18
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0
介護給付(人)	16	15	19	19	19	18

資料：地域包括ケア「見える化」システム

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。

訪問看護・介護予防訪問看護

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回/月)	314.6	399.3	421.6	467.1	467.1	457.1
予防給付(回)	15.8	21.3	20.6	20.6	20.6	20.6
介護給付(回)	298.8	378.0	401.0	446.5	446.5	436.5
人数(人/月)	29	38	43	45	45	44
予防給付(人)	2	3	3	3	3	3
介護給付(人)	27	35	40	42	42	41

資料:地域包括ケア「見える化」システム

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行うものです。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回/月)	137.8	132.0	151.8	169.3	169.3	169.3
予防給付(回)	9.5	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0
介護給付(回)	128.3	128.8	151.8	169.3	169.3	169.3
人数(人/月)	10	10	11	13	13	13
予防給付(人)	1	1	0	0	0	0
介護給付(人)	9	9	11	13	13	13

資料:地域包括ケア「見える化」システム

第2部 各論 第3章 介護保険サービスの実績と見込量

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	49	55	63	67	68	68
予防給付(人)	1	1	1	2	2	2
介護給付(人)	48	54	62	65	66	66

資料：地域包括ケア「見える化」システム

⑥ 通所介護

利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い、食事や入浴などの日常生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持を図るものです。予防給付は、月額包括報酬であるため、回数は表示されません。なお、平成28年度から、定員18名以下の小規模事業所は、地域密着型サービスに移行しました。また、平成30年度から、介護予防通所介護は介護予防・日常生活支援総合事業のサービスに移行しました。

通所介護

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回/月)	804.1	853.0	928.0	965.1	972.5	957.4
介護給付(回)	804.1	853.0	928.0	965.1	972.5	957.4
人数(人/月)	87	94	94	97	98	97
介護給付(人)	87	94	94	97	98	97

資料：地域包括ケア「見える化」システム

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

利用者が通所リハビリテーション事業所（デイケア）に通い、心身機能の維持回復を目的に、理学療法士や作業療法士の指導のもとで専門的なリハビリテーションを行うものです。また、送迎・入浴・食事等のサービスも受けられます。

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回/月)	280.6	256.5	278.3	304.8	317.4	317.4
介護給付(回)	280.6	256.5	278.3	304.8	317.4	317.4
人数(人/月)	53	51	51	54	56	56
予防給付(人)	14	12	12	13	13	13
介護給付(人)	39	39	39	41	43	43

資料: 地域包括ケア「見える化」システム

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護者の事情により居宅での介護が困難になった際に、施設に一定期間入所し、入浴・食事・排泄等の介護や日常生活の世話、機能訓練などを受けるものです。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(日/月)	402.1	263.1	326.8	324.5	324.5	293.5
予防給付(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護給付(日)	402.1	263.1	326.8	324.5	324.5	293.5
人数(人/月)	25	20	21	22	22	21
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0
介護給付(人)	25	20	21	22	22	21

資料: 地域包括ケア「見える化」システム

第2部 各論 第3章 介護保険サービスの実績と見込量

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）

短期入所療養介護（老健）は、介護老人保健施設に短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うサービスです。

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(日/月)	47.8	47.9	59.7	59.7	59.7	59.7
予防給付(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護給付(日)	47.8	47.9	59.7	59.7	59.7	59.7
人数(人/月)	7	6	6	6	6	6
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0
介護給付(人)	7	6	6	6	6	6

資料：地域包括ケア「見える化」システム

⑩ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）

短期入所療養介護（病院等）は、介護療養型医療施設等に短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うサービスです。

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
予防給付(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護給付(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0
介護給付(人)	0	0	0	0	0	0

資料：地域包括ケア「見える化」システム

⑪ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

短期入所療養介護（介護医療院）は、介護療養型医療施設等に短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うサービスです。

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
予防給付(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護給付(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0
介護給付(人)	0	0	0	0	0	0

資料：地域包括ケア「見える化」システム

⑫ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

利用者が日常生活を営むために、心身の状況や環境等に応じて適切な福祉用具の選定・貸与を受けるものです。

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	194	194	193	203	206	202
予防給付(人)	41	36	31	36	36	36
介護給付(人)	153	158	162	167	170	166

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第2部 各論 第3章 介護保険サービスの実績と見込量

⑬ 特定福祉用具購入費・介護予防特定福祉用具購入費

特定福祉用具購入は、日常生活の自立を支援するために、特定福祉用具として指定された介護用品（入浴補助用具等）の購入について、その費用を支給します。

特定福祉用具購入費・介護予防特定福祉用具購入費

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	2	3	6	6	6	6
予防給付(人)	0	0	1	1	1	1
介護給付(人)	2	3	5	5	5	5

資料：地域包括ケア「見える化」システム

⑭ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

身体機能が低下した高齢者の日常生活の支援や介護者の負担軽減を図るために、手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用を支給します。

住宅改修費・介護予防住宅改修費

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	3	1	4	4	4	4
予防給付(人)	1	0	1	1	1	1
介護給付(人)	2	1	3	3	3	3

資料：地域包括ケア「見える化」システム

⑮ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅等）の入居者に対し、当該特定施設が提供するサービスの内容（入浴、排泄、食事の介護その他のサービス）等を計画に基づき提供することをいいます。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	5	3	3	3	3	3
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0
介護給付(人)	5	3	3	3	3	3

資料:地域包括ケア「見える化」システム

第2部 各論 第3章 介護保険サービスの実績と見込量

(2) 地域密着型サービス

① 地域密着型通所介護

利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い、食事や入浴などの日常生活上の世話を受けるほか、機能訓練や社会交流による日常生活能力の維持を図るものです。

地域密着型通所介護

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回/月)	146.5	166.8	217.1	217.1	217.1	217.1
介護給付(回)	146.5	166.8	217.1	217.1	217.1	217.1
人数(人/月)	17	15	22	22	22	22
介護給付(人)	17	15	22	22	22	22

資料：地域包括ケア「見える化」システム

② 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い、認知症予防のための訓練や入浴・排泄・食事などの介護その他日常生活上の世話や機能訓練を行うものです。

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
予防給付(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護給付(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人数(人/月)	0	0	0	0	0	0
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0
介護給付(人)	0	0	0	0	0	0

資料：地域包括ケア「見える化」システム

③ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、要介護認定者で認知症の方（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方を除く）について、その共同生活を営む住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	23	21	24	24	25	25
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0
介護給付(人)	23	21	24	24	25	25

資料：地域包括ケア「見える化」システム

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模対応型居宅介護

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	0	0	1	1	1	1
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0
介護給付(人)	0	0	1	1	1	1

資料：地域包括ケア「見える化」システム

▶地域密着型サービスに含まれるもの◀

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 地域密着型特定施設入居者生活介護(定員29人以下の介護専用型特定施設)
- ④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(定員29人以下の特別養護老人ホーム)
- ⑤ 看護小規模多機能型居宅介護

第2部 各論 第3章 介護保険サービスの実績と見込量

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、入所者に施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理お療養上の世話等のサービスを提供します。

介護老人福祉施設

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	109	101	108	108	108	108

資料：地域包括ケア「見える化」システム

② 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、入所者に施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練等のサービスを提供します。

介護老人保健施設

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	41	36	34	34	34	34

資料：地域包括ケア「見える化」システム

③ 介護医療院

「介護療養型医療施設」に代わり、長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を提供します。

介護医療院

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	1	0	0	0	0	0

資料：地域包括ケア「見える化」システム

2 居宅介護支援・介護予防支援

利用者の意向や自立支援をもとにした介護支援専門員（ケアマネジャー）等によるケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整など居宅サービス利用にかかわる総合調整を行うものです。本サービスは、要支援の方に対しては地域包括支援センター、要介護の方に対しては居宅介護支援事業所でサービスの提供をしています。

居宅介護支援・介護予防支援

区分	第8期計画実績			第9期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込量)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人数(人/月)	286	289	297	310	314	312
予防給付(人)	49	44	38	45	45	45
介護給付(人)	237	245	259	265	269	267

資料：地域包括ケア「見える化」システム

3 第9期計画期間の施設整備予定数（地域密着型事業所）

本町の第9期計画期間における地域密着型サービス事業所整備予定数は、以下のとおりです。

単位：箇所・人

サービス区分	令和5年度 迄 (実績数)	第9期整備予定事業所数		
		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域密着型通所介護	2事業所 定員20人	0	0	0
認知症対応型通所介護	1事業所 定員3人	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	2事業所 定員27人	0	0	0

第2部 各論 第3章 介護保険サービスの実績と見込量

4 第8期介護保険給付費の実績（見込額）

（1）第8期予防給付費の実績（見込額）

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
（1）介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	560	738	722
介護予防訪問リハビリテーション	329	108	0
介護予防居宅療養管理指導	60	119	32
介護予防通所リハビリテーション	6,539	5,384	5,266
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,296	2,994	2,505
特定介護予防福祉用具購入費	36	66	0
介護予防住宅改修	502	91	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
（2）地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
（3）介護予防支援	2,704	2,450	2,114
合 計	14,026	11,950	10,639

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 第8期介護給付費の実績（見込額）

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	55,882	63,142	65,866
訪問入浴介護	12,620	12,322	14,551
訪問看護	14,277	17,918	20,903
訪問リハビリテーション	4,467	4,508	5,466
居宅療養管理指導	4,372	4,672	5,586
通所介護	79,848	84,170	93,980
通所リハビリテーション	25,141	22,101	26,485
短期入所生活介護	39,103	26,814	34,954
短期入所療養介護（老健）	6,544	6,632	8,492
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	26,935	26,836	28,178
特定福祉用具購入費	556	935	1,529
住宅改修費	1,941	1,182	2,456
特定施設入居者生活介護	9,393	5,725	5,505
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	15,473	18,219	23,143
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	70,364	62,900	74,436
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	318,517	299,808	326,151
介護老人保健施設	138,016	126,029	114,831
介護医療院	4,679	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0
(4) 居宅介護支援	40,472	43,050	44,505
合計	868,600	826,964	897,018

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第4章 将来推計と第9期介護保険事業費の見込み

1 将来人口推計

(1) 年齢階層別人口の推計

総人口は減少傾向にあり、階層別人口割合は年少人口と生産年齢人口の減少の見込みです。

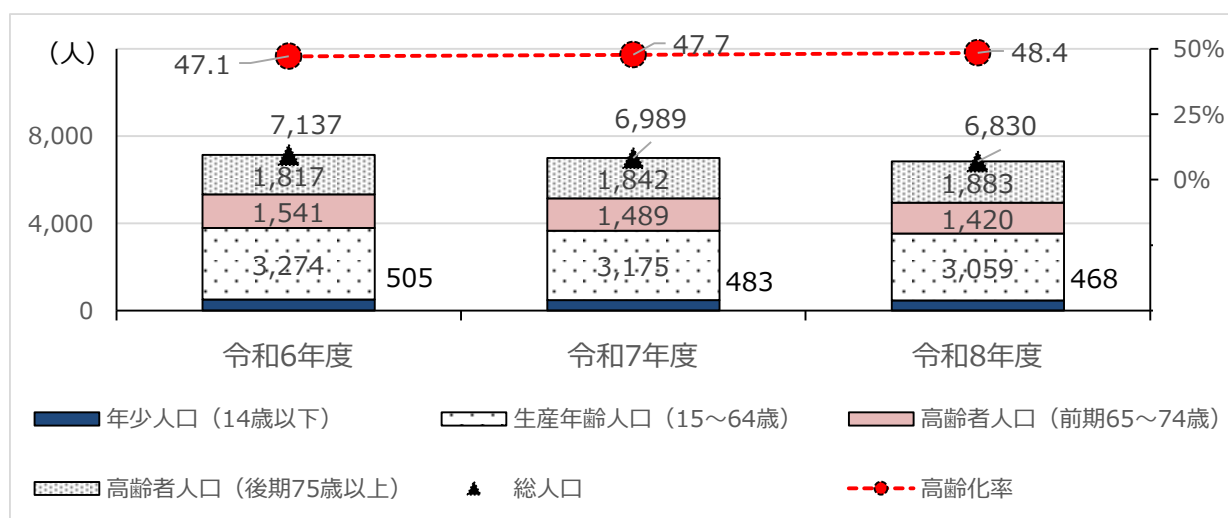
また、高齢化率は47.1%から48.4%に増加し、特に、後期高齢者（75歳以上）の割合が増加の見込みです。

年齢階層別人口の推計

単位：人・%

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総人口 ①	7,137	6,989	6,830
年少人口（14歳以下） ②	505	483	468
構成比 ②/①	7.1%	6.9%	6.9%
生産年齢人口（15～64歳） ③	3,274	3,175	3,059
構成比 ③/①	45.9%	45.4%	44.8%
高齢者人口（65歳以上） ④	3,358	3,331	3,303
構成比 ④/①	47.1%	47.7%	48.4%
前期高齢者（65～74歳） ⑤	1,541	1,489	1,420
高齢者人口に対する構成比 ⑤/④	45.9%	44.7%	43.0%
後期高齢者（75歳以上） ⑥	1,817	1,842	1,883
高齢者人口に対する構成比 ⑥/④	54.1%	55.3%	57.0%

住民基本台帳令和5年10月1日現在の推計値



(2) 被保険者数の推計

被保険者数は、令和6年度5,498人から令和8年度は5,334と164人の減少見込みです。
第1号被保険者は55人、第2号被保険者は109人と少なくなっています。

被保険者数の推計 単位：人

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総数	5,498	5,426	5,334
第1号被保険者数	3,358	3,331	3,303
第2号被保険者数	2,140	2,095	2,031

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者は570人前後で推移しています。第1号被保険者の認定者のうち、特に要介護3の増加が見込まれます。

要支援・要介護認定者の推計 単位：人

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総数	590	598	593
要支援1	46	48	47
要支援2	55	55	55
要介護1	111	114	113
要介護2	106	106	105
要介護3	118	121	121
要介護4	93	93	91
要介護5	61	61	61
うち第1号被保険者数	579	587	582
要支援1	44	46	45
要支援2	55	55	55
要介護1	106	109	108
要介護2	104	104	103
要介護3	118	121	121
要介護4	92	92	90
要介護5	60	60	60

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第2部 各論 第4章 将来推計と第9期介護保険事業費の見込み

2 第9期介護保険給付費の見込み

(1) 第9期予防給付費の見込額

単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	732	733	733	2,198
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	160	160	160	480
介護予防通所リハビリテーション	5,842	5,849	5,849	17,540
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,889	2,889	2,889	8,667
特定介護予防福祉用具購入費	315	315	315	945
介護予防住宅改修	1,076	1,076	1,076	3,228
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	2,539	2,542	2,542	7,623
予防給付費計	13,553	13,564	13,564	40,681

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 第9期介護給付費の見込額

単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
(1) 居宅サービス				
訪問介護	71,071	71,599	70,127	212,797
訪問入浴介護	14,756	14,775	13,897	43,428
訪問看護	23,932	23,962	23,389	71,283
訪問リハビリテーション	6,167	6,175	6,175	18,517
居宅療養管理指導	5,939	6,040	6,040	18,019
通所介護	99,632	100,338	98,477	298,447
通所リハビリテーション	30,014	31,264	31,264	92,542
短期入所生活介護	35,151	35,196	31,631	101,978
短期入所療養介護（老健）	8,612	8,623	8,623	25,858
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
福祉用具貸与	29,154	29,534	28,824	87,512
特定福祉用具購入費	1,529	1,529	1,529	4,587
住宅改修費	2,456	2,456	2,456	7,368
特定施設入居者生活介護	6,551	6,559	6,559	19,669
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型通所介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	23,470	23,500	23,500	70,470
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	3,328	3,332	3,332	9,992
認知症対応型共同生活介護	75,487	78,596	78,596	232,679
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	330,755	331,173	331,173	993,101
介護老人保健施設	116,452	116,599	116,599	349,650
介護医療院	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	46,214	46,982	46,611	139,807
介護給付費計	930,670	938,232	928,802	2,797,704

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第2部 各論 第4章 将来推計と第9期介護保険事業費の見込み

(3) 第9期総給付費の見込額

単位：千円

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
予 防 給 付	(1) 居宅介護予防サービス	11,014	11,022	11,022	33,058
	(2) 地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0
	(3) 介護予防支援	2,539	2,542	2,542	7,623
介 護 給 付	(1) 居宅介護サービス	334,964	338,050	328,991	1,002,005
	(2) 地域密着型介護サービス	102,285	105,428	105,428	313,141
	(3) 施設サービス	447,207	447,772	447,772	1,342,751
	(4) 居宅介護支援	46,214	46,982	46,611	139,807
合 計		944,223	951,796	942,366	2,838,385

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(4) 標準給付費見込額

単位：千円

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	944,223	951,796	942,366	2,838,385
特定入所者介護サービス費等給付額	32,760	32,760	32,760	98,280
高額介護サービス費等給付額	24,840	24,840	24,840	74,520
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,000	4,000	4,000	12,000
算定対象審査支払手数料	676	676	676	2,028
財政影響額※	870	949	949	2,767
標準給付費見込額	1,007,369	1,015,021	1,005,591	3,027,980

※財政影響額は高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費の制度改正による影響額を勘案したのになります。

資料：地域包括ケア「見える化」システム

3 第9期地域支援事業費の見込額

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
訪問介護相当サービス	4,320	4,320	4,320	12,960
(利用者数：人)	(15)	(15)	(15)	(45)
通所介護相当サービス	7,140	7,140	7,140	21,420
(利用者数：人)	(17)	(17)	(17)	(51)
通所サービス(A)	936	936	936	2,808
(利用者数：人)	(5)	(5)	(5)	(15)
介護予防ケアマネジメント	1,562	1,562	1,562	4,686
介護予防把握事業	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	262	262	262	786
地域介護予防活動支援事業	66	66	66	198
一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	8	8	8	24
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	306	306	306	918

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	23,497	23,497	23,497	70,491
任意事業	400	400	400	1,200

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
在宅医療・介護連携推進事業	0	0	0	0
生活支援体制整備事業	3,999	3,999	3,999	11,997
認知症初期集中支援推進事業	906	906	906	2,718
認知症地域支援・ケア向上事業	95	95	95	285
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	45	45	45	135

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第2部 各論 第4章 将来推計と第9期介護保険事業費の見込み

(4) 地域支援事業費の合計

単位：千円

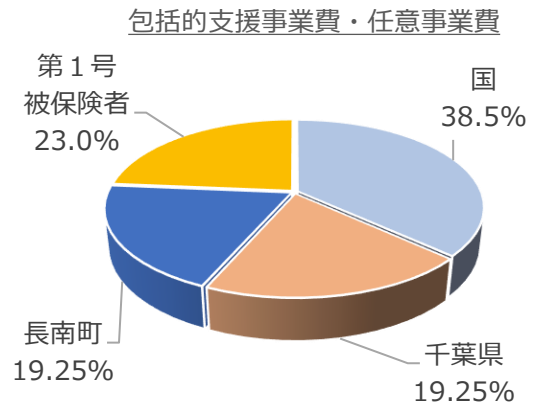
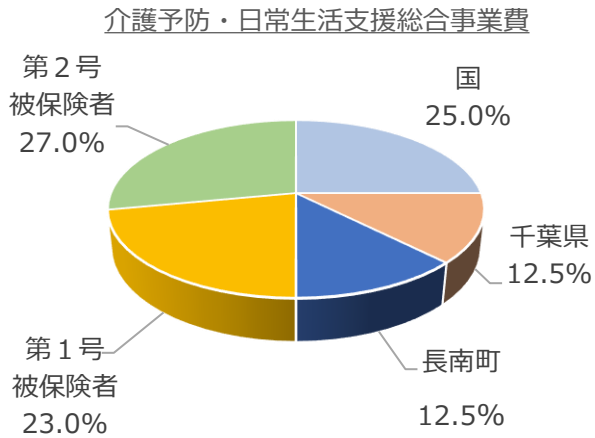
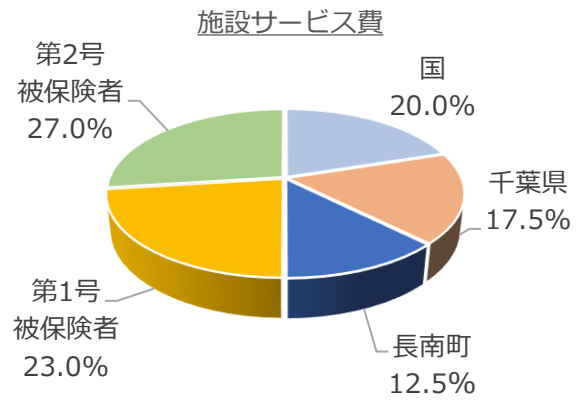
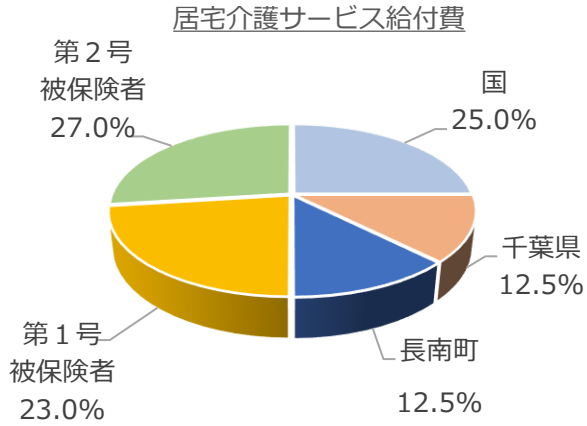
区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	14,600	14,600	14,600	43,800
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	23,897	23,897	23,897	71,691
包括的支援事業（社会保障充実分）	5,045	5,045	5,045	15,135
合計	43,542	43,542	43,542	130,626

資料：地域包括ケア「見える化」システム

4 第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険の財源構成

介護保険事業の財源構成は以下のとおりです。



第2部 各論 第4章 将来推計と第9期介護保険事業費の見込み

5 第1号被保険者の保険料の設定

(1) 介護保険料の算出方法

標準給付費等見込額	3,027,980千円
+	
地域支援事業費見込額	130,626千円
=	
介護保険事業費見込額	3,158,606千円
×	
第1号被保険者負担割合	23.0%
=	
第1号被保険者負担分相当額	726,479千円
+	
調整交付金相当額（標準的に交付される額）	153,589千円
-	
調整交付金見込額（町に実際に交付される額）	147,865千円
-	
介護給付費準備基金取崩額	61,100千円
-	
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	6,000千円
=	
保険料収納必要額	665,103千円
÷	
予定保険料収納率	99.00%
÷	
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数	10,367人
≒	
年額保険料	64,800円
÷	
12か月	
=	
月額保険料（基準額）	5,400円
（参考）第8期の第1号被保険者の保険料の基準額（月額）	5,400円

(2) 介護保険料基準額（月額）の内訳

単位：円/月

内 訳	第9期保険料
総給付費	5,347
在宅サービス	2,342
居住系サービス	475
施設サービス	2,529
その他給付費	354
地域支援事業費	244
財政安定化基金（拠出金見込額＋償還金）	0
市町村特別給付費等	-49
保険料収納必要額（月額）	5,896
準備基金取崩額	496
基準保険料額（月額）	5,400

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第2部 各論 第4章 将来推計と第9期介護保険事業費の見込み

(3) 所得段階別保険料の内訳

第9期所得段階別人数と割合

単位：円・人・%

所得段階	基準所得金額	令和6年度		令和7年度		令和8年度		基準額に対する負担割合
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	
第1段階		336人	10.0%	333人	10.0%	330人	10.0%	0.455
第2段階		251人	7.5%	249人	7.5%	247人	7.5%	0.685
第3段階		293人	8.7%	291人	8.7%	289人	8.7%	0.690
第4段階		276人	8.2%	274人	8.2%	272人	8.2%	0.900
第5段階		674人	20.1%	668人	20.1%	663人	20.1%	1.000
第6段階		710人	21.1%	705人	21.2%	698人	21.1%	1.200
第7段階	1,200,000	481人	14.3%	477人	14.3%	473人	14.3%	1.300
第8段階	2,100,000	205人	6.1%	203人	6.1%	201人	6.1%	1.500
第9段階	3,200,000	72人	2.1%	71人	2.1%	70人	2.1%	1.700
第10段階	4,200,000	26人	0.8%	26人	0.8%	26人	0.8%	1.900
第11段階	5,200,000	10人	0.3%	10人	0.3%	10人	0.3%	2.100
第12段階	6,200,000	5人	0.1%	5人	0.2%	5人	0.2%	2.300
第13段階	7,200,000	19人	0.6%	19人	0.6%	19人	0.6%	2.400

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第2部 各論 第4章 将来推計と第9期介護保険事業費の見込み

第9期所得段階別保険料

単位：%・円

所得段階	対象者	負担割合	月額保険料	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方・生活保護の受給者	0.455	2,460	29,480
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以上120万円以下の方	0.685	3,700	44,390
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以上の方	0.69	3,730	44,710
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.9	4,860	58,320
第5段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で第4段階以外の方	(基準) 1.0	5,400	64,800
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	1.2	6,480	77,760
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円の方	1.3	7,020	84,240
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	8,100	97,200
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	9,180	110,160
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	10,260	123,120
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	11,340	136,080
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	12,420	149,040
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	2.4	12,960	155,520

第9期所得段階別保険料（低所得者に係る保険料の軽減措置）

※軽減後

単位：%・円

所得段階	対象者	負担割合	月額保険料	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方・生活保護の受給者	0.285	1,540	18,470
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以上120万円以下の方	0.485	2,620	31,430
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以上の方	0.685	3,700	44,390

6 中長期的（2040年）なサービス量・保険料推計

(1) 年齢階層別総人口の推計

総人口の推計は令和12年度から22年度にかけ1,494人減少の見込みです。年少人口は0.8%減少、生産年齢人口は3.2%減少し、高齢者人口は4.0%増加の見込みです。

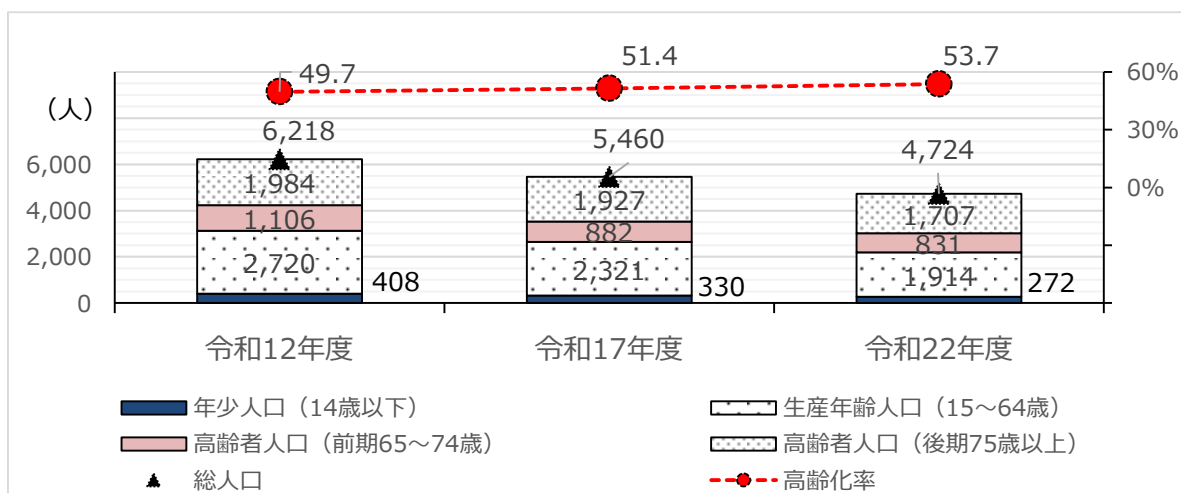
団塊ジュニアが65歳になる令和22年度は前期高齢者の割合が増加の見込みです。

年齢階層別総人口の推計

単位：人・%

区分	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総人口 ①	6,218	5,460	4,724
年少人口（14歳以下） ②	408	330	272
構成比 ②/①	6.6%	6.0%	5.8%
生産年齢人口（15～64歳） ③	2,720	2,321	1,914
構成比 ③/①	43.7%	42.5%	40.5%
高齢者人口（65歳以上） ④	3,090	2,809	2,538
構成比 ④/①	49.7%	51.4%	53.7%
前期高齢者（65～74歳） ⑤	1,106	882	831
高齢者人口に対する構成比 ⑤/④	35.8%	31.4%	32.7%
後期高齢者（75歳以上） ⑥	1,984	1,927	1,707
高齢者人口に対する構成比 ⑥/④	64.2%	68.6%	67.3%

住民基本台帳各年10月1日現在



(2) 被保険者数の推計

令和12年度総数4,955人から令和22年度は3,845人と1,110人減少の見込みです。第1号被保険者は552人、第2号被保険者は558人の減少の見込みです。

被保険者数の推計 単位：人

区分	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総数	4,955	4,406	3,845
第1号被保険者数	3,090	2,809	2,538
第2号被保険者数	1,865	1,597	1,307

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(3) 要支援・要介護認定者の推計

認定者は若干増加の見込みです。第1号被保険者は令和12年度から令和22年度は要介護度4の増加が多くなっています。

要支援・要介護認定者の推計 単位：人

区分	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総数	590	588	587
要支援1	47	44	43
要支援2	57	61	58
要介護1	113	116	113
要介護2	107	106	107
要介護3	115	108	116
要介護4	92	95	94
要介護5	59	58	56
うち第1号被保険者数	579	579	579
要支援1	45	43	42
要支援2	57	61	58
要介護1	108	112	110
要介護2	105	104	105
要介護3	115	108	116
要介護4	91	94	93
要介護5	58	57	55

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第2部 各論 第4章 将来推計と第9期介護保険事業費の見込み

(4) 予防給付費の見込額

単位：千円

区 分	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	733	733	733
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	33	33	33
介護予防通所リハビリテーション	5,849	5,849	5,849
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,889	2,673	2,589
特定介護予防福祉用具購入費	315	315	315
介護予防住宅改修	1,076	1,076	1,076
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防支援	2,542	2,484	2,429
合 計	13,437	13,163	13,024

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(5) 介護給付費の見込額

単位：千円

区分	令和12年度	令和17年度	令和22年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	70,055	69,521	68,014
訪問入浴介護	14,775	14,775	14,775
訪問看護	23,291	23,647	23,962
訪問リハビリテーション	6,175	6,175	6,175
居宅療養管理指導	5,749	5,818	5,814
通所介護	100,080	97,215	98,553
通所リハビリテーション	29,897	29,213	30,580
短期入所生活介護	34,228	34,228	34,228
短期入所療養介護(老健)	8,623	8,623	8,623
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	28,284	28,030	28,475
特定福祉用具購入費	1,529	1,529	1,529
住宅改修費	2,456	2,456	2,456
特定施設入居者生活介護	6,559	6,559	6,559
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	23,500	24,354	23,500
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	3,332	3,332	3,332
認知症対応型共同生活介護	75,582	75,582	75,582
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	330,920	324,926	327,217
介護老人保健施設	116,599	116,599	116,599
介護医療院	0	0	0
(4) 居宅介護支援	45,763	45,348	46,171
合計	927,397	917,930	922,144

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第2部 各論 第4章 将来推計と第9期介護保険事業費の見込み

(6) 総給付額の推計

単位：千円

区 分	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
合 計	940,834	931,093	935,168
在宅サービス	411,174	407,427	409,211
居住系サービス	82,141	82,141	82,141
施設サービス	447,519	441,525	443,816

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(7) 介護予防・日常生活支援総合事業の推計

単位：千円

区 分	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
訪問介護相当サービス	2,951	2,624	2,290
(利用者数：人)	(13)	(12)	(10)
通所介護相当サービス	5,077	4,515	3,940
(利用者数：人)	(15)	(13)	(12)
通所型サービス A	224	199	173
(利用者数：人)	(3)	(2)	(2)
介護予防ケアマネジメント	1,197	1,163	1,030
介護予防把握事業	0	0	0
介護予防普及啓発事業	296	288	255
地域介護予防活動支援事業	216	210	186
一般介護予防事業評価事業	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	9	9	8
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	346	336	297

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(8) 包括的支援事業費（地域包括支援センターの運営）・任意事業費の推計

単位：千円

区 分	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	21,468	19,515	17,633
任意事業	400	400	400

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(9) 包括的支援事業費（社会保障充実分）の推計

単位：千円

区 分	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
在宅医療・介護連携推進事業	0	0	0
生活支援体制整備事業	3,999	3,999	3,999
認知症初期集中支援推進事業	906	906	906
認知症地域支援・ケア向上事業	95	95	95
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0
地域ケア会議推進事業	45	45	45

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第2部 各論 第4章 将来推計と第9期介護保険事業費の見込み

(10) 地域支援事業費の合計

単位：千円

区 分	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	10,315	9,342	8,179
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	21,868	19,915	18,033
包括的支援事業（社会保障充実分）	5,045	5,045	5,045
合 計	37,228	34,302	31,257

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(11) 介護保険基準額（月額）の内訳

単位：円

区 分	令和 12 年度	令和 17 年度	令和 22 年度
総給付費	6,151	6,569	6,471
在宅サービス	2,688	2,874	2,832
居住系サービス	537	580	568
施設サービス	2,926	3,115	3,071
その他給付費	392	450	518
地域支援事業費	235	248	260
財政安定化基金（拠出金見込額＋償還金）	0	0	0
市町村特別給付費等	-53	-58	-64
保険料収納必要額（月額）	6,725	7,209	7,185
準備基金取崩額	788	1,156	959
基準保険料額（月額）	5,938	6,053	6,226

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第5章 計画の円滑な推進

1 計画の進行管理

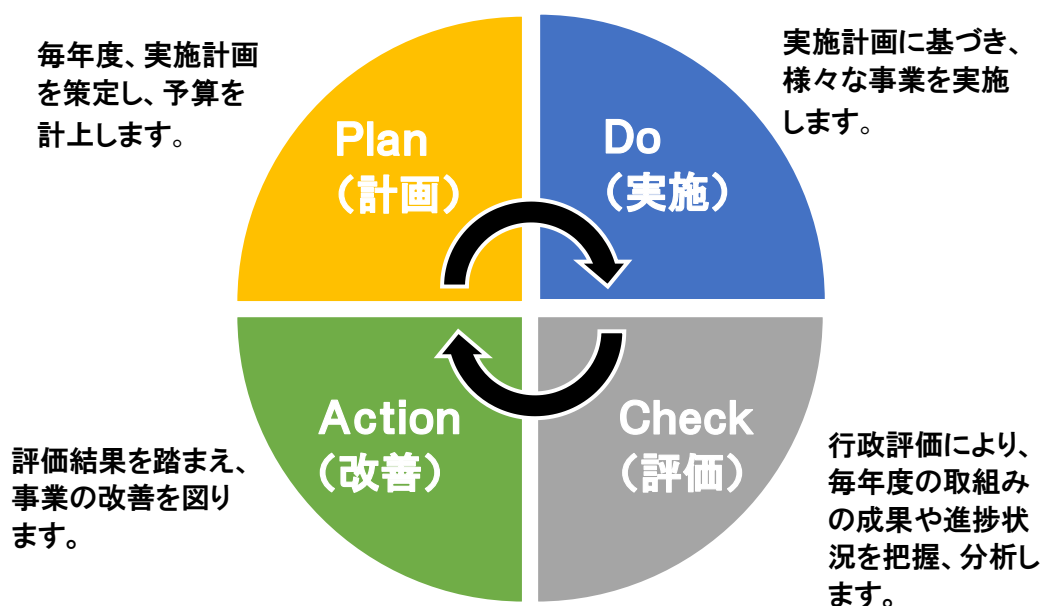
本計画の着実な目標達成に向けて、各年度計画の進捗状況の把握及び点検・評価を行って行きます。なお、令和22年度（2040年）を見据えた中長期的な視野に立った施策の展開を図る観点から、計画の最終年度となる令和8年度には、第9期計画期間におけるサービスの計画値及び実績値、介護予防効果の評価、アンケート調査結果等、具体的な指標をできる限り活用した評価に努めるとともに、その結果を第10期計画に反映させていきます。

（1）進捗状況の把握

本計画の進捗状況の把握に関しては、所管課において各年度に人口及び高齢者数、認定者数、サービスの利用者数等の計画値と実績値の比較を行うとともに、これを介護保険運営協議会に対し報告していくことで、進捗状況の把握に努めます。

（2）点検及び評価

本計画の点検及び評価に関しては、計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、所管課において各年度の進捗状況の点検及び評価を行うとともに、介護保険運営協議会において、計画期間を通じた総合的な事業評価を行い、適正な介護保険事業の運営に努めます。なお、この点検・評価により挙げられた施策の見直し等については、第10期計画に反映させていきます。



第3部 資料編

第1 長南町介護保険運営協議会設置条例

(設置)

第1条 本町の介護保険事業に関する事項を審議するため、長南町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、町の介護保険事業に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織し、医療・保健、福祉に係る者及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

第3部 資料編

第2 長南町介護保険運営協議会委員名簿

	役職名	氏 名	備 考
1	会 長	中 村 尚 子	長南町民生委員児童委員協議会会長
2	副会長	岩 瀬 康 陽	長南町議会教育民生常任委員会委員長
3	委 員	横 山 正 之	茂原市長生郡医師会
4	委 員	梅 田 重 郎	長南町社会福祉協議会会長
5	委 員	田 村 正 倫	社会福祉法人光正会理事長
6	委 員	岩 崎 博	長南町身体障害者福社会会長
7	委 員	松 崎 み つ へ	給食サービスみのり会会長
8	委 員	長 谷 川 朋 之	長南町区長会地区会長

第3 長南町介護保険事業計画等策定の経過

日 付	内 容
令和5年3月2～17日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施
令和5年10月25日	第1回長南町介護保険運営協議会開催 ○第8期計画の進捗状況について ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査結果について ○第9期計画の策定について ・基本指針及び計画策定方針について
令和5年12月18日	第2回長南町介護保険運営協議会開催 ○第9期計画の策定について ・費用負担等に関する制度改正について ・第9期における介護サービス見込量及び保険料額の推計について ・所得段階別の保険料額について
令和6年2月26日	第3回長南町介護保険運営協議会開催 ○第9期計画の概要と第8期計画からの変更点について ○長南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ・第9期所得段階別保険料について
令和6年3月1～14日	パブリックコメント実施

長南町総合保健福祉計画

長南町高齢者保健福祉計画
第9期介護保険事業計画

〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南 2110 番地

長南町役場 福祉課

TEL 0475-46-2116 (直通)

